

令和 5 年 網走市議会
総 務 経 済 委 員 会 会 議 録
令和 5 年 3 月 6 日（月曜日）

○日時 令和 5 年 3 月 6 日 午前10時04分開会

○場所 議場

○議件

1. 議案第13号 令和 4 年度網走市一般会計補正
予算中、所管分
2. 議案第15号 令和 4 年度網走市網走港整備特
別会計補正予算
3. 議案第17号 令和 4 年度網走市水道事業会計
補正予算
4. 議案第18号 令和 4 年度網走市簡易水道事業
会計補正予算
5. 議案第19号 令和 4 年度網走市下水道事業会
計補正予算
6. 議案第20号 網走市職員退職手当支給条例の
一部を改正する条例制定につい
て
7. 議案第25号 網走市企業版ふるさと寄附基金
条例制定について
8. 議案第26号 網走市個人情報保護法施行条例
制定について
9. 議案第27号 個人情報保護法の改正に伴う関
係条例の整理に関する条例制定
について
10. 請願第 8 号 日米共同訓練の規模縮小とオス
プレイ参加の中止を求める意見
書提出についての請願
(1. 12. 12 継続審査)
11. 請願第40号 あばしりまちづくり条例の制定
を求める請願
(4. 9. 8 継続審査)
(4. 12. 8 継続審査)
12. 請願第42号 網走市長選挙に関して網走市及
び水谷市長の公式見解を求める
請願
(4. 9. 8 継続審査)
(4. 12. 8 継続審査)
13. 陳情第 2 号 辺野古新基地建設の即時中止と、
普天間基地の沖縄県外・国外移
転について、国民的議論により、
民主主義及び憲法に基づき公正
に解決するべきとする意見書の

採択を求める陳情

(1. 6. 20 継続審査)

14. 陳情第 3 号 辺野古新基地建設の即時中止と、
普天間基地の沖縄県外・国外移
転について、国民的議論により、
民主主義及び憲法に基づき公正
に解決するべきとする意見書の
採択を求める陳情
(1. 6. 20 継続審査)
15. 陳情第 4 号 米軍普天間飛行場の辺野古移設
を促進する意見書に関する陳情
(1. 6. 20 継続審査)
16. 陳情第 5 号 国連各委員会の「沖縄県民を先
住民族を認めて保護すべき」と
の勧告の撤回を求める意見書の
採択を求める陳情
(1. 6. 20 継続審査)
17. 陳情第15号 日本国憲法の尊重・擁護に関す
る陳情
(2. 3. 5 継続審査)
18. 陳情第20号 安藤提言を早急に実行するよう
に国に意見書を提出するよう求
める陳情
(2. 6. 18 継続審査)
19. 陳情第21号 林業・木材産業の成長産業化に
向けた施策の充実・強化を求め
る意見書提出についての陳情
(2. 6. 18 継続審査)
20. 陳情第23号 『北海道網走支庁管内』の「オ
ホーツク」総合復興局に名称訂
正を求める陳情
(2. 9. 3 継続審査)
21. 陳情第25号 辺野古新基地建設の中止と、普
天間基地の沖縄県外・国外移転
について国民的議論を行い、憲
法に基づき公正かつ民主的に解
決すべきとする意見書の採択を
求める陳情
(3. 9. 9 継続審査)
22. 陳情第30号 「人道的見地から沖縄戦戦没者
の遺骨等を含む土砂を埋立てに

使用しないよう国に求める意見書」の採択を求める陳情

(3. 12. 9 継続審査)

23. 陳情第31号 適格請求書等保存方式（インボイス制度）の導入中止を求める意見書提出についての陳情

(4. 6. 16 継続審査)

24. 陳情第32号 女性トイレの維持及びその安心安全の確保についての陳情

(4. 6. 16 継続審査)

25. 陳情第33号 国民の祝日「海の日」の7月20日に固定化する意見書の提出を求める陳情

(4. 6. 16 継続審査)

26. 陳情第34号 沖縄を「捨て石」にしない安全保障政策を求める意見書の提出を求める陳情

(4. 6. 16 継続審査)

27. 陳情第35号 中国共産党による臓器収奪の即時停止ならびに人権状況の改善を求める意見書の提出に関する陳情

(4. 6. 16 継続審査)

28. 陳情第37号 日本全体で解決すべき問題として、普天間基地周辺の子どもたちを取り巻く空・水・土の安全の保障を求める陳情

29. 陳情第38号 J R 北海道の国有化に関する意見書を国に提出することについての陳情

30. 陳情第39号 庁舎内における職員への政党機関紙の勧誘・配達・集金を自粛するよう求める陳情

31. 会計年度任用職員の不安定雇用問題に対する意見書提出要請

32. 日本国憲法の尊重・擁護に関する意見書提出要請

○出席委員（8名）

委員長	小田部 照
副委員長	山田 庫司郎
委員	栗田 政男
	立崎 聡一
	永本 浩子
	平賀 貴幸

古田 純也
村椿 敏章

○欠席委員（0名）

○委員外議員（1名） 金 兵 智 則

○傍聴議員（4名） 石 垣 直 樹
井 戸 達 也
澤 谷 淳 子
松 浦 敏 司

○説明者

副市長	後藤 利博
企画総務部長	秋 葉 孝 博
農林水産部長	川 合 正 人
観光商工部長	伊 倉 直 樹
建設港湾部長	立 花 学
水道部長	柏 木 弦
企画調整課長	佐々木 司
情報政策課長	高 橋 剛
総務防災課長	日 野 智 康
職員課長	寺 口 貴 広
財政課長	古 田 孝 仁
農林課長	佐 藤 岳 郎
農林課参事	中 塚 威 史
水産漁港課長	渡 部 貴 聴
観光課長	高 橋 勉
観光商工部参事	田 端 光 雄
商工労働課長	北 村 幸 彦
観光商工部参事	高 橋 優 紀
建築課長	小 原 功
建築課参事	東 出 信 幸
都市整備課長	村 上 雅 彦
港湾課長	梅 津 義 則
営業経営課長	佐々木 修 司
上水道課長	木 村 篤 史
下水道課長	中 村 昭 彦
選挙管理委員会事務局長	高 井 秀 利

○事務局職員

事務局 長	林 幸 一
次 長	石 井 公 晶
総務議事係	山 口 諒

午前10時04分開会

○小田部照委員長 ただいまから、総務経済委員会を開会いたします。

本日の委員会では、付託されました議案9件、請願3件、陳情18件、要請2件について審査いたします。

本日の進行ですが、まず企画総務部、選挙管理委員会関係分の議案について審査後、理事者入替えを行います。

その後、農林水産部、観光商工部関係分の議案を審査し、理事者入替えを行い建設港湾部、水道部関係分の議案を審査いたします。

議案審査終了後、理事者を入替え、付託されました請願、陳情、要請の審査を行います。

それでは、まず初めに議案第25号網走市企業版ふるさと寄附基金条例制定について説明を求めます。

○佐々木司企画調整課長 議案第25号網走市企業版ふるさと寄附基金条例制定について説明を申し上げます。

議案資料の55ページ、資料13号を御覧願います。

1. 制定の趣旨でございますが、企業版ふるさと納税制度による寄附金について、基金を設置し、管理、運用するため当該条例を制定するものでございます。

2. 内容でございますが、第1条は設置について、第2条は積立について、第3条は管理について、第4条は運用益金の処理について、第5条は繰替運用について、第6条は処分について、第7条は委任についてそれぞれ定めようとするものでございます。

3. 施行期日は公布の日から施行しようとするものでございます。

説明は以上でございます。

○小田部照委員長 それでは質疑に入ります。

質疑ございませんか。

○平賀貴幸委員 条例を制定して基金を分けて新たにつくるんですけれども、これ、分けなければならなくなった理由をまず、お示しいただきたいと思います。

○佐々木司企画調整課長 企業版ふるさと納税につきましては、地方公共団体が地域再生計画に基づいて行う取組に対してのみ充てられるというものでございまして、通常のふるさと寄附基金の条例とは別に定めるよう国から指導があったものでございます。

○平賀貴幸委員 そこは理由として理解させていただきました。

この企業版ふるさと納税の取組を網走市でスタートさせたのは2年前でしたか、それとも去年、今年度でしたか。ちょっとその辺、改めて伺います。

○佐々木司企画調整課長 当市でこの取組をスタートさせたのは、一昨年、令和3年でございます。

令和3年6月に地域再生計画の申請をいたしまして同年8月に認定を頂き、その後、公式サイトでのPRなど、企業版ふるさと納税の制度の活用を始めたところでございます。

○平賀貴幸委員 はい、わかりました。

そうすると本来、一昨年の時点でこの条例を制定しておかなくてはいけなかったんじゃないのかなと思うのですけれども、その辺はどうなんでしょうか。

○佐々木司企画調整課長 頂いた寄附金につきましては基本的には当該年度の取組に充てる、また、令和2年度以降は、制度の改正がありまして翌年度以降の将来的な事業にも充てられるというところになったところでございます。令和3年度につきましては、寄附金の申出等が制度の運用を開始した当時はなかったものでございまして、令和3年度にスタートさせましたけれども、運用管理のために翌年度に繰り越す見込みがなかったものでございますから、今回の制度、条例の設置に至ったところでございます。

○平賀貴幸委員 実際に運用することになる基金が発生するので、条例がないと整合性がつかなくなったから、今回、条例制定ということでそこはやむを得ないと理解するんですけれども、本来の多分、行政の仕事としては、制度を始めたときにこうした条例を整備しておいて、いつあっても受けられる体制をつくっていくというのが本来の、今までのやり方だったんじゃないかなと思うんですけれども、そこはいかがですか。

○佐々木司企画調整課長 次年度への取組に充てることも想定をして、制度開設と同時に企業版条例を制定すべきという委員の御意見については受け止めたいと思います。

○秋葉孝博企画総務部長 今、委員のほうから当初からというお話かと思いますが、ふるさと納税寄附の寄附金自体が令和3年度にありましたが、その寄附金を当該年度で充当する事業、これは相手の企業

の方のこれに使ってほしいっていう、そうしたことが合致したことから当該年度で使用だったのですが、今回、補正にも上程しておりますが、一定の寄附金が頂けるということになりまして、これを相手の事業者様と調整した上でこの事業に充てようということを寄附を受ける際に整理をしております。

そうした際に、翌年度以降にその寄附金を使うというケースが出たのが現時点でございまして、その必要性が出た時点で寄附金条例を新たに制定しようとするもので、あらかじめ用意ではなくてですね、実際、そうした運用として生じたときに条例を制定しようとしているところでございます。

○平賀貴幸委員 そこは理解できるんですね。

逆にそれを、条例を制定しなければ、その整合性がつかなくなるのでしなきゃいけないっているんです。

ただ、今までの網走市の行政執行だと事前にこういうことがあるかもしれないのでということで事前に基金条例をつくって、いつどんな状況があっても対応できるようにしていたんじゃないかなと思ったので私は伺ったんですけれども、その辺の認識は部長いかがですか。

○秋葉孝博企画総務部長 今回の基金の設置の仕方からしてですね、一般的な今現在、これまでやってきたいろんな寄附を頂いたときの基金の積立てですとか、それから、ふるさと納税、これについては初めから制度としてある程度、その寄附金を頂けるという想定がありましたので、あらかじめ基金条例をつくっていたということがありました。

今回の企業版ふるさと納税につきましては、頂けるかどうかというのがですね、はっきりわからないということがありました。実際、始めた令和3年度もですね、それほど、1社程度の寄附でして基金の条例までの必要がなかったということになります。

今回につきましては、今年度、ここまで企業の方にもですね、寄附をお願いした結果、一定程度の寄附が集まるというのが見込まれますので、今年度末に間に合うように処理を、条例を制定したというところでございます。

○平賀貴幸委員 経緯を含めて理解はしますし、別にこの条例を否定するわけではないので、そこは誤解していただきたくないんですけれども、本来なら先に条例をきちんとつくっておいて、いつでも対応できる状況をつくっておくべきだったのかなという

ふうに、いつもの網走市のやり方がそうだったんじゃないかなと感じたものですから申し上げさせていいただきましたが、これについては理解しました。

○小田部照委員長 他の委員いかがでしょうか。

○永本浩子委員 企業側のふるさと納税、これから網走市としてもふるさと納税を伸ばしていく上では、とても大事な取組になるのではないかなと思っていますところなんですけれども、網走市のこの取組に対して企業が賛同してくださって、企業側のふるさと納税という形になるかと思うんですけれども、今回、寄附を寄せていただいたのは、網走市のどのような取組に対してどのような企業が寄附を寄せてくださったのか、ちょっと中身がわかれば教えていただきたいんですけれども。

○佐々木司企画調整課長 令和4年度につきましてはこれまで、持続可能な公共交通ネットワークの構築、こういった取組に対して2件の寄附がございました。そのほか、ボート競技に係るスポーツ合宿の誘致、こういった取組に対して5件、それから、デジタル技術を活用した関係人口創出、この取組に対して1件、合わせて8件で1,560万円の寄附を頂戴しております。

このほか、予定ではありますが、年度内の3月中に1件500万円程度、御寄附を頂けるという申出をいただいております。

○永本浩子委員 持続可能な公共交通、どこバスの本格運用に当たっても、大変大事な取組に対する寄附金かなと思いますし、ボート競技も令和5年度に網走市で大会が行われるということで市にとっても大変ありがたい寄附金になろうかと思います。

今後、やっぱりこの企業版ふるさと納税、ぜひ力を入れていっていただきたいと思っているんですけれども、自治体によっては、この間に紹介、仲介企業みたいなものを、企業を間に入れている自治体もあるようなんですけれども、網走の場合はやり方としては、全くそういう企業とかは入れずにこの企業版ふるさと納税っていうのをやっているんでしょうか。

○佐々木司企画調整課長 間に企業といいますか、そのPRを担っていただくような企業は入れずに、これまで、公式サイトでのPR、あるいは、ダイレクトメールっていうのでしょうか、直接郵送での宣伝などに努めてきたところでございます。

○永本浩子委員 はい、そういったところを入れずにということでした了解いたしました。

今回、ふるさと納税で寄附をしていただいた企業

というのは、道内、それとも道外、どのような感じなんでしょうか。

○佐々木司企画調整課長 多くは道内の企業でございますが、一部、道外の企業にも御寄附を頂いております。

○永本浩子委員 これからまた力を入れていっていただきたいと思いますので、道内はもちろん、道外にもぜひPRしながら進めていただきたいと思います。

以上です。

○小田部照委員長 ほかの委員いかがでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

それでは、お諮りいたします。

議案第25号網走市企業版ふるさと寄附基金条例制定については、全会一致により原案可決すべきものとして決定してよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

そのように決定させていただきます。

○小田部照委員長 次に、議案第13号令和4年度網走市一般会計補正予算中、基金積立金、企業版ふるさと寄附基金積立金について説明を求めます。

○佐々木司企画調整課長 議案第13号令和4年度一般会計補正予算中、基金積立金、企業版ふるさと寄附基金積立金について説明を申し上げます。

議案資料の16ページを御覧願います。

1. 補正の理由及び内容でございますが、令和4年度に受領した企業版ふるさと寄附金を基金に積み立てるため、必要な経費を追加するものでございます。

2. 補正額でございますが、（1）歳出予算の企業版ふるさと寄附基金積立金、（2）歳入予算の企業版ふるさと寄附金にそれぞれ2,060万円を追加補正するものでございます。

説明は以上でございます。

○小田部照委員長 それでは質疑に入ります。

質疑ございませんか。

○平賀貴幸委員 先ほどのやり取りでも若干あったので補足的に伺いますけれども、この基金をつかっていろいろな事業に取り組んでいくと思うのですけれども、目的とか見通しというものを持っていच्छるんだと思うのでその辺、伺いたいと思います。

○佐々木司企画調整課長 寄附金の使い道、目的でございますが、地域再生計画で認定を受けた取組の

全てが対象でございます。

当市の場合におきましては、総合戦略に掲げた事業全てを地域再生計画で認定を受けてございますので、企業の意向に沿って様々活用してまいりたいと考えてございます。

○平賀貴幸委員 わかりました。

○小田部照委員長 ほかの委員いかがですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

それでは次に、議案第13号中、減収補てん債についての説明を求めます。

○古田孝仁財政課長 議案資料の11ページを御覧願います。

令和4年度一般会計の減収補てん債の発行に伴う補正予算について御説明申し上げます。

1の補正の理由及び内容でございますが、市民税法人税割、利子割交付金の減収が見込まれることから、減収補てん債を発行しようとするものでございます。

2の補正額でございますが、歳入予算は、市税の法人を5,561万3,000円、利子割交付金を239万8,000円それぞれ減額し、減収補てん債を5,801万1,000円追加しようとするものでございます。

説明は以上です。

○小田部照委員長 それでは質疑に入ります。

質疑ございませんか。

○平賀貴幸委員 減収補てん債が使われたっていうのは、私は記憶にないんですけども、どのぐらいにに使われることになったのかっていうところと、それから、たしか減収補てん債の発行に対する基準が緩和されたというふうに記憶しているんですけども、その辺の理由も含めて伺えたらと思います。

○古田孝仁財政課長 減収補てん債の発行につきましては、近年であれば、コロナの影響もございまして、令和3年度、令和2年度、平成31年度に発行しております。

そうしましたら、対象税目がですね、コロナ感染症が蔓延したときにはですね、基本的には市町村は法人税割、利子割交付金、法人事業税交付金の三つが対象になるんですが、令和2年度に追加されたのが市たばこ税、法人事業税交付金、あと、地方消費税交付金が追加されているところでございます。

○平賀貴幸委員 すみません、私の記憶違いで。コロナの関係で近年あったと、その流れの中でのもの

と基準に追加があったんでこれが対象になるということですね、理解しました。

このほうが財源として、網走市も有利なるのでこれを選択したという理解でよかったんですね。

○古田孝仁財政課長 この減収補てん債を発行する基準額につきましては、国のほうで標準的な税収入額を算出した額とですね、実際、当市で課税して入ってくる収入額の見込みについて乖離が生じた場合に後年度の地方交付税で清算を、3か年かけて清算をするか、現年度に、歳入に穴とといいますか、入ってこない部分が生じますので、こういう市債として発行して後年度その償還に対して交付税を受けるか、それが選択できる制度となっております。

当市におきましては今回財源的に不足が生じないよう減収補填債として発行するものでございます。

○平賀貴幸委員 わかりました。

○小田部照委員長 ほかの委員いかがですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

それでは次に、議案第13号中、職員給与費についての説明を求めます。

○寺口貴広職員課長 議案資料12ページを御覧願います。

令和4年度一般会計職員給与費の補正予算について御説明申し上げます。

1の補正の理由及び内容でございますが、早期退職する職員が生じることから、退職手当を追加補正しようとするものでございます。

2の補正額ですが、職員給与費に2,100万円を追加補正するもので、財源は全額一般財源となっております。

説明は以上でございます。

○小田部照委員長 それでは質疑に入ります。

質疑ございませんか。

よろしいですか。

○村椿敏章委員 この職員、早期退職ですね。

何名の方が退職されるんですか。

○寺口貴広職員課長 この年度末で早期退職する職員ですが、2月末で1名、3月末で3名、合わせて4名となっております。

○村椿敏章委員 かなり多いのですね。

わかりました。

○小田部照委員長 よろしいですか。

○平賀貴幸委員 あんまり詳細は、予算委員会でやったほうがむしろいいのかもしれないですけども、4人ということで年度末に来て随分と多いなと

いうのが率直な感想なんですけれども、退職される理由ってどんな理由になるんでしょうか。

○寺口貴広職員課長 主な理由でございますが、本人または家族の健康面などに関する個人的な理由が多い状況となっております。

○平賀貴幸委員 わかりました。

○小田部照委員長 ほかの委員よろしいですか。

○永本浩子委員 すみません、今ちょっとそういう理由をお聞きしたので、関連してですけども、年代的には、早期退職というのはどういう年代の方たちなんでしょうか。

○寺口貴広職員課長 年代の内訳でございますが、50歳代が1名、30歳代が2名、20歳代が1名となっております。

○永本浩子委員 20歳代、30歳代とかなり若い方が3名にいるということではいろいろな事情があるかと思えますけれども、了解いたしました。

○小田部照委員長 ほかの委員よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

それでは次に、議案第13号中、基金積立金、財政調整基金積立金、外3事業についての説明を求めます。

○古田孝仁財政課長 資料の13ページを御覧願います。

財政調整基金費、財政調整基金積立金、外3事業の補正予算につきまして御説明申し上げます。

1の補正の理由及び内容でございますが、令和4年度に受領いたしました寄附金を寄附者の意向に沿ってそれぞれの基金へ積立てしようとするものでございます。

2の補正額でございますが、（1）歳出予算は、基金積立金の合計で935万9,000円を追加し、4,838万1,000円にしようとするものでございます。財源は全て寄附金でございます。

次のページに移りまして、（2）歳入予算でございますが、全て寄附金でその内訳につきましては記載のとおりでございます。

説明は以上です。

○小田部照委員長 それでは質疑に入ります。

質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

それでは次に、議案第13号中、消防組合負担金について説明を求めます。

○古田孝仁財政課長 資料の28ページを御覧願います。

消防費、消防組合負担金の補正予算について御説明申し上げます。

1の補正の理由及び内容でございますが、網走地区消防組合の予算中、当市が負担する人件費に係る負担金の追加でございます。

2の補正額でございますが、補正前の額7億193万円に一般財源で2,084万5,000円を追加し補正後の額を7億2,277万5,000円とするものでございます。

説明は以上です。

○小田部照委員長 それでは質疑に入ります。

質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

それでは次に、議案第13号中、公営企業会計繰出金、水道料金減免負担金について説明を求めます。

○古田孝仁財政課長 資料の29ページを御覧願います。

水道料金減免負担金の歳入歳出予算の補正と繰越明許費の設定について御説明申し上げます。

1の補正の理由及び内容でございますが、電気、ガス料金などの物価高騰により影響を受けている市民及び事業者に対します支援として、簡易水道を含む水道料金の基本料金2か月分を減免するため、公営企業会計へその費用を負担するものでございます。

2の補正額でございますが、(1)歳出予算は、水道料金減免負担金として5,673万円を追加するものでございます。財源の内訳は国庫補助金が2,782万5,000円、残りの2,890万5,000円が一般財源となり、歳入は(2)歳入予算のとおりでございます。

3の繰越明許費の内訳でございますが、年度内に事業の完了が見込めないことにより、事業費の全額を翌年度に繰越しするものとして、その財源を国庫支出金2,782万5,000円、一般財源2,890万5,000円とするものでございます。

次のページに移りまして、事業の概要でございますが、1.対象者は官公庁など除く、上水道または簡易水道を使用する者、2.減免額及び3.減免期間は、令和5年5月と6月に請求いたします水道料金のうち、基本料金分でございます。

説明は以上でございます。

○小田部照委員長 それでは質疑に入ります。

質疑ございませんか。

○永本浩子委員 今回、水道料金の減免ということで、市民の皆さん大変喜んでいただけるのではないかと思いますけれども、2か月分ということにした

理由というのは何かあるのでしょうか。

○古田孝仁財政課長 他の機関の情報でございますが、日本経済研究センターによりますと、令和5年ですね、年間で4人家族で約8万円の負担増になるというような情報もございまして、それでいきますと月当たり6,000円ぐらいという。

○小田部照委員長 暫時休憩いたします。

午前10時31分休憩

午前10時32分再開

○小田部照委員長 再開いたします。

永本委員の質疑の答弁より。

○古田孝仁財政課長 2か月にした理由でございますが、現在、コロナ交付金の中に物価高騰の交付金も国からあるのですが、その残額とですね、また当市が準備できる基金ですとか一般財源の額を勘案したところ、1世帯当たり3,000円程度というふうに考えまして、そこから基本料金で平均いたしますと2か月分になるということであるという点とあと、他市の状況も踏まえまして、2か月程度が妥当だということで実施したところでございます。

○永本浩子委員 当市の財政状況等も勘案してということだったんですけれども、他市の状況となると結構4か月分とかやっているところのほうが多いのではないかなと思うのですけれども、その点はどのようなのでしょうか。

○秋葉孝博企画総務部長 全体的な視点でお話をさせていただきます。

今回、簡易水道の基本料金の減免を追加いたしました。これまで本市におきましては物価高騰、これまで地域応援商品券の各世帯への無料配付ですとか、それから福祉灯油、学校や保育所の給食、こうした食材高騰によって料金が上がらないような対応、このほか、飼料の高騰に対する支援金、それから継続してやっていますが、事業者1社当たり10万円の給付金などを総合的に取り組んできております。これまでこうした対策では、本市におきましては7億5,000万円程度、交付金も使用しておりますが、基金で約1億5,000万円、一般財源で1億円です。持ち出しとして2億5,000万円程度の対策をこれまで打ってきたというところがございます。今回さらに、物価高騰がなかなか止まらないうと。国の対策もありますが、生活になかなか影響がずっと出ているという状況に変わりはございませんので、追加対策として2か月分の減免を行いたいというふうに考えたところです。

これにつきましては、他市と比べてというのがあるんですけども、本市でいきますと1世帯当たり1万円、これ商品券の交付ですが1万円と子育て世帯には2万円分、こうしたものを交付しておりましたので、さらにこれに追加して、全世帯向けの支援金ですので他市と比べてもですね、かなりその総額でこれまでの総事業として、認識いただければですね、そこを上回るようなものを行っている。ただですね、今のいろんな指標が出ていますけれども、物価の上昇によって1世帯、先ほど財政課でといった8万円程度、ほかにもですね10万円程度は、年間、負担が増えているのではないかとありますが、基本的にここに対してはですね、国全体でやはり対策をいただかないとですね、私どもに交付される交付金だけではとても対応し切れませんので、そうした意味で可能な範囲での事業規模をその都度決めてきているというところでございます。

○永本浩子委員 はい、総合的な見地から見ると、かなり市としても生活支援の対策案を取っているということで水道だけに限るわけではないということで、了解いたしました。

今後また、ウクライナの侵攻が長引けば長引くほど、様々な面で物価高騰等も拍車がかかってくるかなと思いますので、またそういった点も見極めながら、また国の動向も見極めながら、適切な手を打っていただきたいと思います。

以上です。

○小田部照委員長 ほかの委員いかがでしょうか。

○平賀貴幸委員 もうちょっと、よくわからない部分があるんですけども、要するに今の説明ですと月当たり6,000円の物価上昇が見込まれるというふうに市は考えて、4分の1程度の支援を2か月にわたってしようというふうに考えたということで、要約するとそれでいいんですか。

○古田孝仁財政課長 考え方としてはそういう入りから入りまして、先ほど企画総務部長が答弁したとおり、当市におきましてはこれまで商品券の無償配付も行っておりますので、秋ぐらいから続いている物価高騰に対しましては、その時期に応じて必要な支援を行ってきたという中で今回につきましては、交付時期、実施時期が令和5年度の5月、6月になるということでございますので、その部分に対してという判断でございます。

今後につきましては、国の対応も当然見ていかなければいけませんし、そういう全体の中で必要な対策

については考えていくという考えでございます。

○平賀貴幸委員 この間ですね、いろいろな形で市民の皆さんと意見交換をする機会が時節柄大変多いわけです。せっかくの機会ですので、本来なら私は市がやるべきだろうと思っていることをやりながらお話を伺っているんですけども、1月の電気代なのですけども、大体平均すると1.8倍から2倍ぐらいになっているなというのがお話を伺った感覚なんです。

つまりその1万円ぐらい普段、電気代を払っているところは1万8,000円ぐらいになっているし、場合によっては2万円ぐらいになっている。オール電化の住宅ですと、少ないところは6万で済んだとかっていうところもありますけれども、私が伺った中で最大は15万円というところが、個人のお宅でもありました。驚くべき金額で本当にびっくりしたという話もあってですね、想像以上に物価高騰っていうのは、電気代に限って見てもすごい影響を1月は受けているのですね。ところが2月になると途端に落ちているという状況があるので、この後どうなるかっていうのはよくわからない部分は私もあります。

ただ、これまでですね、網走市が政策を実行されてきたことはすごく高く評価しているんですよ。本当に適時ですね、市民に対する支援策をやってきたというふうに思っています。

また、2月2日の臨時議会でも、引き続きこういった対策をというふうに私はそのときにも質問させていただきましたけれども、そういったものに答えてこういうことをやってくださることも、大変すばらしいというふうに思っているんです。

ただですね、もう1点気になるのは、政策の連続性っていうのも、やっぱり行政に私はあると思っているんですよ。

そこで考えると12月の商品券、これ商工労働課のほうで実施したところですけども、1万円の根拠は何ですかというふうに伺ったときに、正直、最初、根拠があるのかどうかよくわかんないような答弁をされていて、それではいけないから大分、議会でやり取りしたんですね。

そのときの根拠として明らかになったのは、約3か月分の経済対策の金額になるから1万円なのですよ。そうすると月3,000円弱のですね、支援が必要だというふうに網走市は判断をしているので、そういった支

援策を行ったということになるわけです。

しかし今回ですね、出てきた支援額は、月額ですと約1,500円程度ですかね、基本料金分ですから。前回の商品券の金額に比べると、半分以上になるわけなのです。月当たりになると、政策の連続性ということで考えていくと、果たしてこの金額が適切なのかどうかちょっと判断しかねるのですけれども、その辺はどういうふうに、それこそ部長は総合的というふうにおっしゃっていましたから、総合的に伺っているのですけれども、どうお考えでしょうか。

○秋葉孝博企画総務部長 まず、物価対策についての考え方なのですが、これは本来、国レベルでの対策が当然必要ですし、地方自治体にはですね、標準的な行政、この範囲での地方財政計画にのっとって市税の収入があって、地方交付税があってということですから、地方が実際に何か特殊な事情があって動くときは、本来であればですね、それは、国が地方を支援するというのが立て付けとして基本的にあります。

ですから、大きな災害が発生した際には、地方の名義の借金で、起債ですね、国のほうで大きな補填をしているというのが特殊財政事情に対する考え方だと思います。今の議論でいくと算出に際して1,500円なんで前回と違うじゃないかというような御指摘かと思いますが、私ども連続してですね、市民の生活が今年間で8万円から10万円上がることにについてこれを全部、それを解決するすべ、財源も含めてこれは正直申し上げてございません。

その中で、国としても地方の支援として交付金、これの算出がどの程度かっているのはあるんですが、それに対応して、市の持ち出しである一般財源や基金も取り崩しを行いながら行ってきたというのが対応でして、年間通じてそれをどこに持って行くかというような目標というのは持ち合わせておりません。

可能な限りですね、市民生活を踏まえた上で、これ、ここで基金30億円ありますんでね、全部これを給付する、それもですね、将来的にいかがなものかというのがございますので、今回の支援で、これで解消されるのかっていうのは決してございません。

これまで、踏まえた中で可能な限りやってきたつもりですし、現在、国におきましてさらに追加対策の検討、既に入っておりますので引き続きですね、その状況も踏まえながら、随時対応を図ってまいりたいと、このように考えております。

○平賀貴幸委員 限られた財源の中で、最大限の効果を発揮するのがこの事業だと判断されたということで、そこは理解をさせていただきますし、私は、この事業が不十分だとかそういうことを申し上げているのではなくて、行政として考え方の整理もやっぱり必要だと思ったので、お話をさせていただきましたが、理解をさせていただかなきゃいけないというふうに思います。

ただ、先ほど私が申し上げたように、実際に市民生活は、どこかの研究所の数字よりも遥かに大きな影響を受けているというのが実態だっているのが凄く強いですね、生の感覚として感じていますので、ぜひ、引き続きですね、こういった支援は今回の補正予算ももちろんですけれども、その後も4月、5月過ぎたあとも水道料が適切なのかどうかまたいろいろと精査しながらですね、続けていただきたいと思うのですけれども、市のほうとしては、国の動きも見据えながらですが、市の財源あるいはいろんな知恵を振り絞って、必要な対策は適時打っていくという考え方を持っていると理解してよろしいですね。

○秋葉孝博企画総務部長 申し上げたとおり、国の追加対策を踏まえながら、適時、必要な対策を講じてまいりたいと、このように考えております。

○平賀貴幸委員 はい、そういうふうに言っていたきましたので、今回は理解させていただきたいと思います。

ただ1点、気になる点があるので伺いますが、電気ガス料金などの物価高騰により影響を受けている市民に対する支援として水道料金の基本料金を減免することなんですよ。水道料が上がったからそれを減免するんじゃないくて、あくまでも、電気、ガスなどの物価高騰に対する対策として今回あるんですよ。そう考えるとですね、1か所だけ、世帯数は多いんですけれども、漏れるところが出てくるんです。井戸水を使っている方々は、物価高騰の影響を受けているのですけれども、市の水道を引いていないので、何の支援策も受けられないということが一定数生じるんですよ。

ここに対してはどうする考え方をお持ちなのか、伺いたいと思います。

○古田孝仁財政課長 水道料金と簡易水道を対象にして実施することといたしましたが、それ以外の井戸水を使用されている方につきましては、水道部分についてですが、負担がそれほど大きくないという

ようなところで全体的な水道ですとか、かかるコストを見てですね、そこは対象としなかったということでございます。

○平賀貴幸委員 検討はされた上で対象としなかったのか、そこは気がつかなかったのか、それをちょっと、今の答弁だと検討された上で対象にしなかったということなのですかね。

○古田孝仁財政課長 当然生きていく上で水が必要でそれは通常水道を使って暮らしているわけですが、簡易水道以外のですね、水ということで井戸水であったり、それ以外の供給施設を使っている方もいらっしゃるのとは当然承知しております。

その中で実際の基本料金ですとか標準的な使用料だとかそういうものを勘案して対象から除いたという判断でございます。

○平賀貴幸委員 確かに水に対するコストは、水道料金の負担っていう形ではないですけども、井戸水を維持するためのコストっていうのは案外かかるのですよね。

その辺を考えると、本来なら支援策の中に何らかの形で入れたかったなと、入れて欲しかったなというふうに私は感じています。

今回はやむを得ないかもしれないんですけども、ぜひ認識していただきたいのは、井戸水を使っている地域の方々は、様々な条件が不利な地域で比較的住んでいらっしゃって生活するのにコストのかかる地域に住んでいらっしゃる方が多いんですよ。

その方々がこうした支援の恩恵を受けられないというところは、やはり行政としてはですね、何らかの別途対策を考えていくのが本来なのかなというふうに私はやっぱり感じるので、ぜひその辺は、次回ですね、支援策を考えるときに強く考慮に入れていただきたいと思いますと思うんですけども、どうでしょうか。

○古田孝仁財政課長 ただいま頂いた御意見につきましては、検討の段階で手をつけ、検討の一つとして加えさせていただきたいと思います。

○小田部照委員長 他の委員いかがですか。

よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

それでは次に、議案第13号中、庁舎及び公共施設等の管理委託等契約、財務会計システム更新業務委託契約、債務負担行為補正について説明を求めます。

○古田孝仁財政課長 議案資料の6ページを御覧願います。

令和4年度一般会計、債務負担行為の補正予算について御説明申し上げます。

一番上の3. 債務負担行為の補正のうち、一般会計の一番上、庁舎及び公共施設等の管理委託等契約ですが、令和5年度の年度当初より履行が必要となる公共施設の警備や清掃などの管理、システム機器の保守などの業務につきましては、令和4年度中から契約事務を取り進める必要がございますので、債務負担行為を設定しようとするものでございます。

期間は、令和5年度の1年間で限度額は12億2,758万1,000円でございます。

続きまして、一般会計の上から三番目、財務会計システム更新業務委託契約でございますが、こちらは財務会計システムのサーバーを更新するため、債務負担行為を設定しようとするものでございます。

期間は、北海道市町村備荒資金組合を活用するため、期間は令和5年度から9年度までの5か年間、限度額は3,159万9,000円でございます。

説明は以上でございます。

○小田部照委員長 それでは質疑に入ります。

質疑ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

それでは次に、議案第13号中、基幹系システム運用保守契約、債務負担行為補正について説明を求めます。

○高橋剛情報政策課長 議案資料6ページ、3. 債務負担行為の補正を御覧願います。

上から2段目、一般会計基幹系システム運用保守契約に係る債務負担行為の補正について御説明いたします。

補正の理由及び内容であります。住民記録、市税等の基幹系システムの保守期間が、令和4年度で終了することから、令和5年度以降も引き続き保守契約が必要となるため、債務負担行為の設定をするものでございます。

期間は令和5年度から令和6年度までの2年間でございます。

補正額は2年間で7,331万3,000円でございます。

説明は以上でございます。

○小田部照委員長 それでは質疑に入ります。

質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

それでは次に、議案第13号中、統一地方選挙に係る業務委託契約、債務負担行為補正について説明を求めます。

○高井秀利選挙管理委員会事務局長 議案資料6ページを御覧願います。

令和4年度一般会計、債務負担行為の補正予算について御説明いたします。

3. 債務負担行為の補正のうち、一般会計の1番下の欄、統一地方選挙に係る業務委託契約についてであります。第20回統一地方選挙執行に際し、ポスター掲示場の設置や選挙事務機器の借り上げなどの業務におきましては、令和5年度当初より履行が必要となりますことから債務負担行為を設定し、令和4年度中に契約事務を取り進めようとするものでございます。

期間は、令和5年度の1年間で限度額を1,333万7,000円にしようとするものでございます。

以上で説明終わります。

○小田部照委員長 それでは質疑に入ります。

質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

それでは、お諮りいたします。

議案第13号令和4年度網走市一般会計補正予算中、所管分、企画総務部、選挙管理委員会関係分は、全会一致により原案可決すべきものとして決定してよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

そのように決定させていただきます。

○小田部照委員長 次に、議案第20号網走市職員退職手当支給条例の一部を改正する条例制定について説明を求めます。

○寺口貴広職員課長 議案資料45ページ、資料8号を御覧願います。

議案第20号網走市職員退職手当支給条例の一部を改正する条例制定について御説明申し上げます。

初めに改正の趣旨でございますが、国家公務員退職手当法の取扱いに準じて、会計年度任用職員の退職手当の支給要件を緩和するため、当該条例について所要の改正を行うものでございます。

改正の内容でございますが、会計年度任用職員の退職手当については、一定の要件を満たす者を常勤職員とみなして支給することとしているところですが、そのうち、勤務日数に関する要件を緩和するもので、現行月18日以上勤務することを要件としてい

るものの、1月間の勤務も要する日が20日に満たない場合には、18日から20日と当該日数との差を減じた日数以上とする緩和措置を講じようとするものでございます。

施行期日は、令和5年4月1日から施行しようとするものでございます。

新旧対照表につきましては、46ページに記載のとおりでございます。

説明は以上です。

○小田部照委員長 それでは質疑に入ります。

質疑ございませんか。

○村椿敏章委員 今回の緩和っていう部分でいったところ、18日以上にならない職員も退職手当の対象になるということによろしいですかね。

○寺口貴広職員課長 例えば、今年のですね、先月2月をちょっと例に御説明いたしますが、2月を土曜、日曜、祝日を除くと勤務日が19日となります。この月でいきますと20日に満たないことになるんですが、これまでですと、この取扱いですと、20日休んでしまいますと要件を満たさないということになります。今回の改正によりまして、20日と19日の差1日をですね、18日から引いた17日以上勤務すれば要件を満たすというような考えとなっております。

○村椿敏章委員 働く日数が少ない月に対してということだと思えますけれども、例えば、学校給食調理員みたいに夏休みとか、短い期間もありますよね。そういった場合は対象になったりするんですか。

○寺口貴広職員課長 委員のおっしゃるとおりでございます。

○村椿敏章委員 ということは、今まで退職手当が当たっていなかった人が対象になるということも考えられるわけですか。

○寺口貴広職員課長 この会計年度任用職員の退職手当の支給の前提がフルタイムの会計年度任用職員となりますので、現行フルタイムで雇用している方はおりませんので、今まででなかったから今回の改正でなるという方はおりません。

○村椿敏章委員 そうしたら対象とされる人数は何人になるんでしょうか。

○寺口貴広職員課長 今申し上げたとおり、現行はいないのですが、令和5年度以降ですが、今のところ地域おこし協力隊員についてフルタイムでの雇用を考えております。

ですので、その方たちが退職するときには支給の対象となります。

○村椿敏章委員 何人の方っていうのはわからないですかね。

○寺口貴広職員課長 現行雇用している方でいきますと1名となります。

○村椿敏章委員 もう一度お願いします。
すみません。

○寺口貴広職員課長 現行、現在雇用している方ということです。

○村椿敏章委員 わかりました。

○小田部照委員長 ほかの委員いかがでしょうか。
〔「なし」と呼ぶ者あり〕

それでは、お諮りいたします。

議案第20号網走市職員退職手当支給条例の一部を改正する条例制定については、全会一致により原案可決すべきものとして決定してよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

そのように決定させていただきます。

○小田部照委員長 次に、議案第26号網走市個人情報保護法施行条例について、議案第27号個人情報保護法の改正に伴う関係条例の整理に関する条例制定について、関連しておりますので、一括して説明を求めます。

○日野智康総務防災課長 議案資料56ページ、資料14号を御覧いただきたいと思います。

議案第26号網走市個人情報保護法施行条例の制定について御説明申し上げます。

1の趣旨ですが、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律により、個人情報の保護に関する法律が改正され、当市の個人情報保護条例で規定していた内容が条例での適用から法律での適用と変更となるため、法の施行に関し必要な事項を市の条例として定めるものです。

2の内容ですが、第1条の趣旨では、個人情報の保護に関する法律の施行に際し、施行条例で定めることができる必要事項を定めることを規定してございます。第2条では、実施機関の定義を規定、第3条から第11条までは、個人情報ファイルを保有する場合の処理、不開示情報とする事項、開示請求に係る手数料、開示決定までの期限や期限の特例、代理請求者からの開示請求に係る措置、網走市情報公開個人情報審査会の諮問、運用状況の公表、保有個人

情報の利用及び提供の報告など個人情報に関する事務手続等に関する事項を規定しており、第12条では細則への委任規定を定めてございます。

3の施行期日等ですが、第1条で本条例は令和5年4月1日から施行すること、第2条で現行の網走市個人情報保護条例を廃止すること、第3条で旧条例の経過措置として、旧条例の実施期間であった職員、指定管理者などの職員も含め不当な目的に使用してはならない義務は引き続き継続すること。また、施行日前に審査会が諮問された場合の審議方法、罰則の対象者及び罰則期間、罰金などについて規定したものでございます。

次に、議案資料58ページ、資料15号を御覧願います。

議案第27号個人情報保護法の改正に伴う関係条例の整理に関する条例制定について御説明申し上げます。

1の趣旨ですが、先ほどの個人情報の保護に関する法律が改正されたことにより、関係する4条例を整理するため条例を制定するものです。

2の整理する条例及び内容ですが、（1）網走市情報公開条例の一部改正では、不開示とする要件を規定しており、内容については、（ア）から（エ）に記載の情報といたします。

次に、個人情報保護法に合わせた文言等について整理を行ってございます。（2）網走市附属機関条例の一部改正では、網走市情報公開、個人情報保護審査会の所掌事項について、個人情報の収集、利用及び他機関への提供についての審査を削除し、網走市個人情報保護法施行条例及び網走市議会の個人情報保護に関する条例に基づく調査審議事項を追加するものでございます。（3）網走市公の施設に係る指定管理者の指定手続に関する条例の一部を改正する条例及び（4）網走市暴力団の排除の推進に関する条例の一部を改正する条例では、引用先の改正を行うものでございます。

3の施行期日は、令和5年4月1日から施行するものでございます。

説明は以上でございます。

○小田部照委員長 それでは質疑に入ります。
質疑ございませんか。

○村椿敏章委員 まず聞きたいのは、最初の今までの個人情報保護条例の中の目的としては、個人の権利利益の保護というのをしていたわけですがけれども、今回の改定は、個人情報保護に関する法律の施

行に対して、条例で定めることができる必要事項を定めるというのが趣旨になっているわけです。

ちょっと私が気になったのは、これだけ、今まで55条あった個人情報保護条例がたった12条のものになってしまったっていうところで何がどう変わったのかっていうところが、示されていないのかなと思うのですが、今まで書かれていたことは、個人情報保護法の中に書かれている状況なのか、それとも何かが抜け落ちていますよという部分があればそれをお示してください。

○日野智康総務防災課長 今回の新しい法律に関しましての見解ですけれども、個人情報の取扱いについては、各自治体が条例を制定して先行して個人情報の保護という部分の観点で守っていたのですが、個人情報の取扱いについて全国共通のルールに統合して適切な個人情報の保護とデータの流通を図ることを目的に新法に一元化されたというふうに考えてございます。

ですので、市の今まであった条例は55条ありましたが、それが全てではないですけれども、国の統一した見解のもとに整備されて足りない部分を市が補うというような運用というかそういう条例の内容になってございます。

○村椿敏章委員 国の保護法の足りない部分を補ったということだと思えますけれども、一つ私が気になったのは収集の制限ですね。

7条に個人の情報収集する時は、これは旧条例の中では個人情報を収集する時は、本人の同意があるときとか、要は情報を収集する時はですね、本人から収集しなければならないという部分があったと思うのですが、今回のこの個人情報保護法の中には、これはないんですよね。これはどういう意味が、どういうふうに考えればいいのか。

○日野智康総務防災課長 情報収集の方法ですけれども、法律においてですね、今回整理されて、個人の情報からの申請等においてですね、申請できるという部分について変更はございません。

唯一、法律の中で変更となった部分については、これまで代理請求というのが求められていたのは法定代理人ですとか、親権者、成年後見人だけでしたが、新しい法律では、本人委任の代理人の方からも請求することができるようになったというところは変更点の一つでございます。

その場合には、市のほうで本人に本当に委任されている方かどうかというのを確認して情報を提供す

るというふうなところが変更点の一つでございます。

○村椿敏章委員 はい、そういう趣旨ということだと認識しました。

また、匿名加工情報ということで、個人を識別できないように加工したから、個人情報ではないというふうに定義されているんですが、しかし、どんなに加工されていたとしても、その基となる情報が個人のものであることは間違いのないんですよね。プライバシーに関わる情報を本人が知らないところで、行政から民間にデータを提供されることになるのではないかなと思うんですが、その点についてはどうでしょうか。

○日野智康総務防災課長 委員がおっしゃるとおりですね、行政機関も非識別加工情報というのが、特定の個人を識別することができないように個人情報を加工した情報であるということです。

今回、個人情報を復元することができないようにしたデータを民間事業者へ提供することが仕組みという部分が新設されております。

これは個人を特定できないように加工したデータ、いわゆる自治体を持っているようなビッグデータの活用を今後、国として推進していきたいという趣旨だと考えてございます。

しかしながらですね、制度の導入、これを提供するという導入の義務化というのは当分の間、都道府県と指定都市のみでありまして、市町村においては現在、努力義務になってございます。

また、現状を見ますと匿名加工情報制度についての運用の事例というのは非常に少なく、課題の整理や民間事業者のニーズなどもですね、把握を行った上で慎重に判断していかなければならないと考えておりまして、国や近隣自治体の動向も注視しながら制度の導入や運用等については検討を進めてまいりたいと、このように考えているところです。

○村椿敏章委員 様々なことをお聞きしましたが、もともと個人情報保護条例っていうのは、個人の情報を保護するという目的、そこが、今回の部分で変わってしまうっていうところが、私はこの条例については、反対していかなくやらないなというふうに考えております。

私から以上です。

○小田部照委員長 ほかの委員いかがでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

それでは、お諮りいたします。

議案第26号網走市個人情報保護法施行条例の制定について、議案第27号個人情報保護法の改正に伴う関係条例の整理に関する条例制定については、大方の賛成により原案可決すべきものとして決定してよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

それでは、そのように決定させていただきます。

ここで、理事者入替えのため暫時休憩いたします。

午前11時10分休憩

午前11時17分再開

○小田部照委員長 再開いたします。

次に、議案第13号令和4年網走市一般会計補正予算中、畑作振興対策事業、農業経営基盤確立事業補助金について説明を求めます。

○佐藤岳郎農林課長 それでは議案資料4号、17ページを御覧願います。

令和4年度一般会計農業振興費、農業経営基盤確立事業補助金の補正予算についてであります、
1. 補正の理由及び内容については、農業者が行う営農基盤の確立や更なる発展を目的とした農業機械の導入を支援するため、次の経費を追加補正するものです。

事業内容といたしましては、国の農地利用効率化等支援交付金を活用し、当市の作成する人・農地プランに位置づけられる1経営体に対し、事業費の10分の3以内、1事業指定当たり300万円を上限として助成するもので、3. 事業実施主体別内訳を御覧いただきたいんですけども、個人経営の農業者が導入するビート移植機1台600万円に対して、163万6,000円の助成を行うものとなっております。

2の補正額につきましては、(1)歳出予算は、補正前の額が117万3,000円、補正額163万6,000円で財源は全額が道補助金で、補正後の額を280万9,000円とするものです。

(2)歳入予算の道支出金は、補正前の額117万3,000円、補正額が163万6,000円で補正後の額を280万9,000円とするものでございます。

説明については以上です。

○小田部照委員長 それでは質疑に入ります。

質疑ございませんか。

○栗田政男委員 これ以前のこういう補助の話のときにも確認したんですが、選定するときに、ごく一部の人にしか当たらない形なんであれなんですけれども、どういうふうな選定で選んでいるのかって

いのをまず、聞かせてください。

○佐藤岳郎農林課長 本事業につきましては、国の農地利用効率化等支援交付金、これは令和4年度20億5,000万円の予算がついているものなんですけれども、こちらのほうの公募をかけまして、そちらに追加の募集がありました一個人の農家さんのほうが応募してきて、採択となった内容でございます。

○栗田政男委員 公募ですから、応募されない方、まあ、どういう感覚なのかわからないですが、申し込んでも当たらないだろうという方もいらっしゃる、そういう思いで応募しないのか。

でも、本当に一部の方だけにしか当たらないシステムなんで、なかなかその公正さっていう部分では難しいのかなと思うんですけども、たくさんその応募の状況というのはどうだったんでしょうか。

○佐藤岳郎農林課長 本事業に応募があったのがこの方1件のみだったということで、事業費の10分の3ってところですね、あと、上限が300万円と。他の事業と比べるとですね、ちょっと低いところ応募が少なかったのかなというふうに考えています。

○栗田政男委員 1件だと自動的になっちゃうよね。PR等が足りなかったということでは決してないということで理解していいですか。

○佐藤岳郎農林課長 はい、補助についてはですね、JAを通じて全農家さんのほうに周知がされておりますので、周知不足ということは考えづらいかなというふうに考えております。

○栗田政男委員 こういう行政、これから先、なかなか不透明な部分が多くて、今一番問題になっているのが肥料の高騰ですよね。機械も相当額、値上がりをしております。全ての資材が値上がりしているというのは、それはもう常識では判断ができないぐらいの値上がり率になって、大変な状況が今、これから先、迎えるのでこういう少額であっても、やはりそういう補助をしていただくことによって、経営に少しでも有利に働くということですから、ぜひとも、これからこういうものをある面で増やしていかないと大変なのかなというふうに思いますので。なるべくその、多く広くいろんな方々に活用していただいて、なかなか難しいと思いますので、予算が限られていますから。当市の農業者っていうのは農業所得っていうのはすごく高いので、その中では大変なんだと思いますが、公正さというのはやっぱり、きちっとそこは担保してあげないと、やはり当

たところ当たらないところが、いろいろと不具合が出るということもあるので。法人でやっていらっしゃる方、個人に限らず選定をしてなるべく広くわたらせる方向では多分原課の方で考えていると思うので、ぜひとも、そういう配慮を忘れないでやっていただきたいと思います。

以上です。

○小田部照委員長 ほかの委員いかがですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

それでは次に、議案第13号中、価格高騰対策事業、肥料価格高騰支援金給付事業について、繰越明許費補正も関連しておりますので併せて説明を求めます。

○佐藤岳郎農林課長 それでは同じく議案資料4号の18ページを御覧願います。

令和4年度一般会計農業振興費、肥料価格高騰支援金給付事業の補正予算について御説明をいたします。

1の補正の理由及び内容については、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用し、肥料価格の高騰により経営が圧迫されている農業者の負担を軽減するため、次の経費を追加補正するものです。

また、本年度内に事業の完了が見込めないことから、事業費の全額を翌年度に繰越しするものであります。

内容につきましては、4の事業の概要を御覧いただきたいと思いますが、19ページ、次のページの事業概要を御覧いただきたいと思いますが、市内で農業を営む、「人・農地プランの中心経営体」や「認定農業者等の個人または法人」。これは令和3年度末で320経営体となっておりますけれども、これを対象といたしまして、肥料1トン当たり1,200円を支援するもので、1経営体当たりの上限を100トンとしますが、利用組合など共同購入の場合は、構成員の数を乗じた量を上限とするものとなっております。

2. 補正額の(1)歳出予算につきましては、補正額が2,112万円、財源は国庫補助金が1,000万円、一般財源が1,112万円となっております。(2)歳入予算につきましては、国庫支出金として、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金1,000万円を補正するものでございます。

3. 繰越明許費の内訳につきましては、翌年度繰越額は全額の2,112万円、この財源内訳は国庫支

出金1,000万円、一般財源1,112万円となっております。

説明については以上です。

○小田部照委員長 それでは質疑に入ります。

質疑ございませんか。

○村椿敏章委員 今回の部分で、上限でいくと12万円というふうに考えればいいのかと思ったのですが、1件に対して12万円というのは、実際にこの影響を受けている肥料の分からしたら少ないのかなと思うのですが、その肥料の高騰でどれだけの影響があるのかというのを市としてはどう捉えていますか。

○佐藤岳郎農林課長 肥料の高騰についてですが、今の現状といたしましては、農林水産省の統計によりますとですね、肥料価格については2020年を平均価格として1.5倍、これ、内訳でいうと生産資材のうち肥料、それから配合飼料については150%ほどの上昇ということで見ておりますけれども、当市といたしましてはですね、増額分に対しての支援ということで検討いたしまして、ここに国の7割の補填というものが入ります。その後、北海道もトン当たり3,125円の補填がされることとなっております。そこに併せてですね、市といたしましてトン当たり1,200円の支援を行うということで、この国と道と市を合わせてですね、上昇分の8割を補填したいということで算定させていただいているところでございます。

○村椿敏章委員 わかりました。

上昇分の8割ということで、要は、2割分は農家はその分は負担していかなくちゃならないということになると思いますので、今後もね、この部分は注視しながら行政をしていただけたらと思います。

以上です。

○小田部照委員長 ほかの委員いかがでしょうか。

○平賀貴幸委員 はい、320経営体を対象ということですが、単純に何うのですけれども、これによって、支援の対象から漏れるような農家さんは網走市はないと、どんな経営体であってもというふうに思っても差し支えないですか。

○佐藤岳郎農林課長 そうですね、肥料を購入をしている方であれば、この対象となる肥料をですね、化学肥料を購入している方であれば対象とさせていただきますと考えております。

○平賀貴幸委員 そうすると有機肥料を中心にやっ

ているようなところは、国も道もそれから市のこういう支援もすべからず対象にならないものだというふうに理解していいということですか。

○佐藤岳郎農林課長 当市においてはですね、有機農業だけで行っている農家さんはあまりいないというふうに確認はしておりますけれども、そうですね、化学肥料を買った方ということになりますので、もしその有機肥料だけを使っている方がいらっしゃるとすれば、対象にはならないということです。

○平賀貴幸委員 だけをというところはそんなに多くないと思うんですけども、併用されているところも多いのかなと思うんですよね。きっとその部分も影響を受けているかなと思うのですけれども、その辺はどんなふうに市は把握されているんですかね。

○佐藤岳郎農林課長 併用されている方もいらっしゃると思いますし、あとその、例えば、堆肥もそうですけれども、いろいろな形で適正な施肥をすることで、減肥をしたりとかですね、そういう方もいらっしゃると思います。それは、あくまでも影響を受けているのは化学肥料の分ということで、先ほど説明させていただきましたけれども、1.5倍ぐらいになっているというところに対しての助成ですので、そこについては、そこをまずは補填をしたいなということで検討したところでございます。

○平賀貴幸委員 この支援については理解をさせていただきました。

たまたま、その有機肥料を専門に取り扱っている業者さんたちからお話を伺うと同じように有機肥料のほうも原材料とかが高騰して、肥料屋さんとしてその商売を続けられるかどうかかわからないという話を伺っているんですよね。なかなかその価格転嫁しての農家さんにできなかったり、今答弁にあったとおり、肥料を減らしていったりするのだから商売がなかなか成り立たないという話も伺っていて、明らかにそっちの方も影響は出ているので、今後、いろいろとその辺、調査もしつつですね、何らかの支援対策ができるのであればそっちも考えなきゃいけないかなという感じるものだから申し上げさせてもらいました。

○小田部照委員長 ほかの委員いかがでしょうか。

○永本浩子委員 すみません、1点だけ。支援上限が100トンということなんですけれども、網走市内でこの100トンを超える農家さんというのは、ほぼ

いらっしゃらないということなんでしょうか。

○佐藤岳郎農林課長 はい、全てのデータを把握はしていないのですけれども、農協からですね、買った飼材の情報の提供を受けまして、それをちょっと分析をさせていただきまして、設定させていただいております。それで肥料の100トン以上の購入者のほとんどがですね、利用組合それから共同購入で買っている方ということでございまして、ほとんど市内にはいらっしゃらないということで聞いております。

○永本浩子委員 了解いたしました。

○小田部照委員長 ほかの委員いかがですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

それでは次に、議案第13号中、基幹水利施設管理事業、卯原内ダム等管理事業について繰越明許費補正も関連しておりますので併せて説明を求めます。

○佐藤岳郎農林課長 それでは同じく、議案資料4号、20ページを御覧願います。

令和4年度一般会計農業農村整備費、卯原内ダム等管理事業の補正予算について御説明をいたします。

1. 補正の理由及び内容については、道の補助金を活用し、卯原内ダムの加圧ポンプ場を修繕するため、次の経費を追加補正するものです。

また、事業の完了が見込めないことから、事業費の一部を翌年度に繰越しするものであります。

内容については卯原内ダムの能取加圧ポンプ場の建屋の修繕と卯原内加圧ポンプ場内にある圧力タンクの交換修繕について事業が採択をされたことから予算計上するものです。

2. 補正額につきましては、(1)歳出予算の補正前の額は3,827万2,000円、補正額259万8,000円で補正後の額は4,087万円とするものです。補正額の財源内訳については、道補助金が166万3,000円、一般財源が93万5,000円となっております。(2)歳入予算は記載のとおり、補正前128万1,000円、補正額166万3,000円で、補正後の額を294万4,000円とするものでございます。

3の繰越明許費の内訳につきましては、翌年度繰越額が約259万8,000円、この財源内訳は道補助金166万3,000円、一般財源が93万5,000円となっております。

説明については以上です。

○小田部照委員長 それでは質疑に入ります。

質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

それでは次に、議案第13号中、道営土地改良事業関係費、網走西部川向地区担い手支援畑総事業分担金、外3事業について、繰越明許費補正も関連しておりますので併せて説明を求めます。

○佐藤岳郎農林課長 はい、それでは同じく議案資料4号の21ページを御覧ください。

令和4年度一般会計農業農村整備費、網走西部川向地区担い手支援畑総事業分担金 外3事業の補正予算について御説明させていただきます。

1の補正の理由及び内容につきましては、道が国の補正予算を活用して事業を追加して実施をするとともに、各地区の事業調整を行うことに伴いまして、次の経費を減額及び財源補正するものとなっております。また、本年度内に事業の完了が見込めないことから、事業費の一部を翌年度に繰越しするものであります。

2の補正額の(1)歳出予算につきましては、①網走西部川向地区分担金が補正前6,640万円、補正額3,506万8,000円の減、補正後の額を3,133万2,000円とするもので、財源内訳を記載のとおり減額及び財源補正するものです。次の22ページになりますけれども②網走平和地区分担金が補正前4,080万円、補正額503万6,000円の減で、補正後の額を3,576万4,000円とするもので財源内訳を記載のとおり減額するものです。③網走南部東第2地区分担金ですが、補正前9,000万円、補正額1,104万7,000円の減で、補正後の額を7,895万3,000円とするもので、財源内訳を記載のとおり減額するものです。④網走南部西第2地区分担金ですが、補正前8,000万円、補正額2,155万9,000円の減で、補正後の額を5,844万1,000円とするもので、財源内訳を記載のとおり減額するものです。次の23ページになりますけれども、(2)歳入予算につきましては記載のとおりとなっております。

3の繰越明許費の内訳につきましては、翌年度繰越額800万円で、この財源内訳は市債800万円となっております。

説明については以上です。

○小田部照委員長 それでは質疑に入ります。

質疑ございませんか。

○村椿敏章委員 ちょっと疑問だったのが、道が国の補助制度を追加してということだったんで、増

やすのかなと思ったんで、減額ってこの辺がよくわからなかったんですが。

○佐藤岳郎農林課長 これですね、おっしゃるとおり国の補正を活用してということで、西部川向地区の明許をですね、800万円増額するんですけども、それ以外の地区の事業調整を行って、これが合計で8,071万円の減となっております。この差し引きが7,271万円の減となっております。

○村椿敏章委員 どこかで増えたところがあったということですか。そうじゃなくて、全部事業調整で下がったということですか。

○佐藤岳郎農林課長 はい、増えた事業も追加された事業もありまして、減った事業もあって、その減った事業のほうが多かったので最終的に減額になったということです。

○村椿敏章委員 はい、わかりました。

○小田部照委員長 ほかの委員いかがですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

それでは次に、議案第13号中、HACCP等対応施設整備補助金、繰越明許費補正について説明を求めます。

○渡辺貴聡水産漁港課長 令和4年度一般会計補正予算、HACCP等対応施設整備補助金の繰越明許費の設定について御説明いたします。

議案資料5ページ、資料4号、2の繰越明許費の補正の上から5段目となります。

本件につきましては市内事業者が農林水産省のHACCP等対応施設整備補助金を活用し、HACCP等の衛生管理基準の取得を目指し、施設や設備の更新をするために令和4年5月臨時議会においてかかる予算1億240万円を補正したものであり、財源は全額北海道からの補助金として計上しております。

今回、繰越しに至る理由ですが、当初の計画では令和4年8月から令和5年3月の工期となっておりましたが、海外製の資材の納期が遅れたことにより、工事に遅延が生じ、結果として、年度内の完成のめどが立たず、工事の一部となります4,280万円を繰越しすることになったものでございます。

説明については以上です。

○小田部照委員長 それでは質疑に入ります。

質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

それでは次に議案第13号中、基金積立金、ふるさと寄附基金積立金、及び商工業振興対策事業、「お

いしいまち網走」PR事業について説明を求めます。

○北村幸彦商工労働課長 議案資料15ページを御覧ください。

令和4年度一般会計補正予算、ふるさと寄附基金積立金及び「おいしいまち網走」PR事業について御説明申し上げます。

1. 補正の理由及び内容ですが、ふるさと寄附金の収入額が当初予算額を上回ることから、次の経費を追加補正するものでございます。

経費の内訳ですが、事業に係る謝礼品代として6,000万円、事業に係る送料として2,650万円、ウェブサイト等の業務手数料として1,350万円、ふるさと寄附基金積立金として1億円、合計2億円でございます。

2. 補正額(1)歳出予算①ふるさと寄附基金積立金の補正額は1億円で、財源は全て寄附金でございます。次に、②「おいしいまち網走」PR事業の補正額は1億円、財源は全て寄附金でございます。

(2)歳入予算ですが、補正前の額は20億円、今回の補正額が2億円、補正後の額が22億円でございます。

説明は以上です。

○小田部照委員長 それでは質疑に入ります。

質疑ございませんか。

○平賀貴幸委員 想定より寄附が多かったので増加してこういう形になったと思うのですが、最終的な寄附額ってもう確定しているんですよね。それは幾らだったんですか。

○北村幸彦商工労働課長 今年度の寄附額はまだ確定はしておりませんが、最新の速報値といたしまして、2月末現在の速報値でございますが、件数で9万148件、金額で21億4,845万9,000円、対前年同月比といたしまして件数では、月プラス473件、パーセントで言いますと100.5%、金額ではマイナスの4,913万9,000円、率で言いますと97.7%という状況でございます。

○平賀貴幸委員 はい、わかりました。

あとは、予算委員会でいろいろとやり取りになると思います。

この程度で。

○小田部照委員長 ほかの委員いかがでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

それでは次に、議案第13号中、新型コロナウイルス営業継続支援事業、事業継続緊急支援金給付事業

について、繰越明許費補正も関連しておりますので併せて説明を求めます。

○北村幸彦商工労働課長 議案資料24ページを御覧ください。

令和4年度一般会計補正予算、商工振興費、事業継続緊急支援金給付事業について御説明申し上げます。

1. 補正の理由及び内容ですが、国の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用し、コロナ禍による売上減少に加え、エネルギー価格高騰の影響を受けている事業者を支援するため、必要な経費を追加補正するとともに、年度内に事業の完了が見込めないことから事業費の一部を翌年度に繰越すものでございます。

2. 補正額(1)歳出予算は、2,000万円を追加し、補正後の額は8,030万円で、追加補正分の財源内訳は、国庫支出金が1,000万円、一般財源が1,000万円でございます。(2)歳入予算額は記載のとおりでございます。

3. 繰越明許費は、事業費の一部4,500万円とし、内訳は記載のとおりでございます。

次に25ページを御覧ください。

4. 本事業の概要ですが、北海道において新たに追加された道内事業者等事業継続緊急支援金(エネルギー高騰分)を受給するものであって、次の要件を全て満たす者に1対象者当たり10万円の支援金を給付するものといたします。対象の要件は、①法人では市内に本社が所在すること。個人事業者には市内に代表者の住民登録があること。②市内に店舗、作業所、事務所などを有していることといたします。(3)は参考までに、北海道の道内事業者等事業継続緊急支援金(エネルギー価格高騰分)の受給要件を記載しております。業種限定はなしで売上要件として、2011年11月以降のいずれかの月の売上げが、2018年11月から2020年3月までの同月比で20%以上減少しており、かつ、エネルギーコスト要件として、2022年12月以降のいずれかの月の事業のために支払ったエネルギーの単価が2021年12月から2022年11月までのいずれかの月の単価より増加したものが対象となります。

説明は以上です。

○小田部照委員長 それでは質疑に入ります。

質疑ございませんか。

○平賀貴幸委員 何とか要件を変更できないかという視点で、ちょっと質問させていただきたいんです

よね。以前もですね、こういったこの北海道に対する上乗せ支援のときに申し上げた経過があるんですけども、なかなかその実態に合わなくて支援が受けられないところがあるんですよ。せめて、網走市の支援ぐらいは何とか受けられるようにしていただきたいなというふうに私は思っているものですから伺います。どんなところがそこに該当するのかっていうことを改めて調査したんですよ。そうすると、例えばですけれども、一つはガソリンスタンドとかそういうエネルギーを扱っている事業者さんなのですね。価格が高騰するとですね、売上げが増えちゃうんですよ、わかります。売上げが増えるから、この①番の売上要件にいきなり該当しなくなるんですよ。だから、ほとんど一度たりともと言っていいぐらい支援を何も受けられていないんですよ。でも、コストはすごく上がってきて利幅は減っていて大変なんですよ。こういう業界さんはそこだけじゃなくて、小規模な小売店とか、ここもですね、人が来なくなって売上げが下がっているとかではなくて在宅の需要が増えて売上げが上がったりしているんですね、やっぱり価格が高騰しているんだけれども、エネルギーが高騰だが様々な経費の上昇で、利幅が減っていて大変な状況になっているのですよ。結構そういうところを伺っていくとあるんですよ。

ですから、私、網走市がやるんだったらこの1番と2番どちらかに該当すれば、支給されるような要件にしていくべきなんじゃないかなというふうにお話を伺っていてやっぱり感じるんですけども、その辺どうなのでしょう。

○北村幸彦商工労働課長 エネルギー価格の高騰による影響というものは、業種を問わず、多くの事業者が影響を受けているというふうには認識しております。しかしながらですね、全ての事業者に支援ということも、これも財源的には難しいというように考えておりますので、一定の要件が必要だという考えでございます。委員おっしゃりましたいろいろなケースがあるかとは思いますが、その中で、売上げが上がっていても利益が減っているという方も多数いらっしゃるかと思うんですけども、なかなか利益というのは年間を通じた収入事業の経営状況を見なければ、判定できないということもございます。

網走市としてはですね、これまで国の支援金、月次支援金とか事業復活支援金だと売上げの50%以上というような条件でございました。北海道の特別支

援金でも30%という売上げの条件を設定した中でですね、これまで網走市内の事業者の支援金につきましては、幅広に受けられるようにという形で20%という一定の基準を設けた中で支援してきたところでございます。

今回も、北海道でやっている支援金もですね、この20%というのがこれまで網走市と一緒にやってきた同等の規模でございますので、そこに上乗せをするという選択をしたということでございます。

○平賀貴幸委員 考え方としてはわかるのです。これだと素早い支給ができるので、こういった基準を採用したのも理解はできるのです。理解はできるんですが、支援が必要な事業者さんが実際にどのぐらいあるのかっていうことを、把握をできない状態でこれだとやることに私はなってしまうと思うのですよね。要件の1番に該当しないんだけれども、大変な状況になっている事業者さんは市内にかなりあるんですよ。そういったところが、全くこういったものの支援を受けられないままで、このままいつて本当にいいのかなと思うんですよ。だから、繰り返し各議員が、実態を調査して把握してほしいというふうに言ってきたはずなんですよ。北海道の制度に合わせれば迅速にできるからこういうふうにするというのはわかるんですけども、ここに来てそのやり方ではもう通用しないと私は思うんですよ。何とかですね、1番2番どちらかの要件に該当したものは支援をするという形に変えていただけないか。

○北村幸彦商工労働課長 先ほども申し上げましたが、このコロナ禍に対する支援、物価高騰、エネルギー価格高騰につきましても市全体的な事業として考えております。そういう中で、予算が限られているという中で、一応こういう形の事業設定にした次第でございます。

○平賀貴幸委員 限られた予算の中で支援をするんだっていうのは、私もわかります。そこは先ほどですね総務のときでも、水道料の関係で議論があって、それはわかるのです。わかるのですけれども、実態の把握をした上で支援をする。で、そのときに予算の規模がっていうのが本来の事業の構築の仕方だと私は思うんですよ。それを十分にやられていない状況の中で、北海道の事業に合わせてまたやるっていうのは、やっぱり適切だと思えないんですよ。何とか変えられないですか、これ。どちらかの要件に合致すれば、救われるところも随分と出てく

るんですけれども。どうなんでしょうか、できないですかね。

○北村幸彦商工労働課長 エネルギー価格の高騰という影響を受けているのは、多岐にわたっていていろいろなケースがあるというふうに認識はしております。その中で、一定程度の要件のルールを決めさせていただいたということでございます。

○平賀貴幸委員 市のほうで、もし①、②のどちらかの条件でもいいというふうになったら、どのぐらいの事業者が増えると想定されますか。

○北村幸彦商工労働課長 すみません。今年度10月1日現在の状況で調査しました労働実態調査で、原油価格の高騰で影響を受けている事業者という割合がですね、悪化傾向にあるというのが60%、影響が出ているというふうに考えております。先ほど委員がおっしゃりました①の要件は売上要件、②がエネルギー価格要件ということになりまして、どちらかということになりますと、ほとんどの方がそのエネルギー価格の高騰の影響を受けている方がほとんどだと思っております。その中でですね、令和元年度の経済センサスによる市内の事業者数というのが、1万9,000事業所数であるというふうに認識しておりまして、6割になりますと1万1,400事業者が、この率でいきますと該当になるかと思われます。そうなりますと、この規模のですね、事業者の全てに10万円給付となると、かなりの金額になりますので、ちょっと現状では予算的にも難しいかと判断しているところでございます。

○平賀貴幸委員 それは5万より10万円、10万より15万、15万より20万円もらったほうが事業者さんはありがたいんですけども、助かるんですけども、対象にならないところが案外、かなり多い状況をそのままにしておいて、この事業をやると本当にいいのかなって、やっぱり拭えないんですよ、疑問として。どうなんだろう、どうしたらいいんでしょうね。どうにも判断がつかなくなってくるんですけども。

○栗田政男委員 これを何度もお願いしているし、実態をちゃんと把握してくださいって。結果ね、今話を聞いていると、道のほうの事業でそれに市が乗っかるというような感覚でいらっちゃって、ついでに少しは多めに出しとこうと、そのほうがかつこがいいからってというふうに、簡単に捉えちゃうんですけどもそれでいいのでしょうか。

○北村幸彦商工労働課長 すみません、もう一度質

問をお願いします。

○栗田政男委員 ちょっと、言い方がわかりづかった、申し訳ないと思います。

道の事業ですよ、それに便乗して市のほうでも財源を補填して、5万円が10万円になるわけですよ。そういう形で支給をしたいというふうに理解してよろしいですか。

○北村幸彦商工労働課長 確認ですけども、北海道の支援事業では個人事業者が5万円、法人が10万円となっておりますが、提案させてもらっている市の事業につきましては、一律10万円の給付という形のスキームでございます。

○栗田政男委員 そういう調整をしてもいいんだということだね。そういう指示を上げてきているんだから、そういう微調整はできるという種類のものなんだね。だけれども、いろいろと今、もめているので単独で市は市できっちりと補填して、道は道の事業でしっかりと機関委任されているものやっっていくっていうようなほうがすっきりとするんじゃないかと思うんですけども、そこに市のほうの財源を乗っけて一本化していくっていうふうにすることが果たしていいのかっていうのは、今言われたのは公正さという部分です。やっぱり税金というのは、きちっと全ての人になるべく渡たるようなシステムで一定の条件、案件っていつも言っているけれども、みんな困っているんだから。そこはね、ちゃんと認識して、だから実態調査をちゃんと足で稼いで調べてくださいって言っているのに、原課は相変わらずやっていないんじゃないかなっていう気がしてならないんですが、全然やる気していないのそれは、実態調査。あなた方は商工ですよ。網走市の企業を全部把握しなくちゃいけないよね。それによって市が成り立っているんだから、それを全然あなた方はやる気がないし、何かの情報は商工会議所に丸投げすればいい、あとはデータはネットで引っ張ればそれでいいっていうような感覚でずっと仕事をしていらっしゃるからこういうことにしかならないんじゃないかと私は考えるんですけども、どうですか。もう一度ちゃんとした答え、答弁してくださいよ。

○北村幸彦商工労働課長 市内事業者の把握につきましては、種々、御指摘を受けているところでございます。

私なりにもですね、市内を全て歩き回っているかと言えば、そこまではできていないのが現状でございますが、機会があることには、いろいろと事業者

の皆様からお話を聞いたりすることはしております。また、それだけでは足りないということは重々承知しておりますので、これまで事業者の皆さんに對しましては、コロナ関係とかで種々、支援金を給付している状況でございますので、そういうデータを基にアンケートの内容を考えながらですね、近々やりたいとは考えております。

○栗田政男委員 ぜひとね、これはもう何回も言い続けますから、やるまで。きっちりとあなた方の仕事は自分たちが現況をしっかりと把握することです。それをしない限りは、こういう問題がたくさん出てくると思えます。どうしてもこういうやり方しかできなくなっちゃうので。やっぱり本当にみんな困っていますから。コロナ関係で困っていない人はほとんどいないと思います。売上げのその合算は、平賀委員が言ったように、当然この物価高ですから販売価格で売上げは上がっちゃうんですね、そういうことも起きています。今年も年度が変わってからもっとそれが顕著に出てくるはずです。全てが値上げしますので。そういうことを考えたときにね、こういう補助が非常に大事なことだと思いますが、なるべく全ての事業者さんに公平に渡るような方式が僕は少額であっても、当たるところ当たらないところに差が出てしまうと、非常に不利益っていうか、公正さという部分で僕はね、おかしいんじゃないかと思うな。役所のやることっていうのは原資が税金ですから、そういうふう考えたときに、もちろん弱いところにたくさんという気持ちはわかりますが、事業者はみんな命がけて頑張っています。その実態をしっかり把握した上でこういうものを組んでもらえば、もうちょっと違う形になるのかなって気がしますし、見てみると、これだと10万なのでいろんな手続、調査して申請してはじかれてやるのだったらこれは申し込まないほうがいいのかな、なんていう業者さんがたくさん出てくるような気もします。みんながみんなそれに、あれですよ。やっぱりそういうこともあるので、手続はなるべく簡単に条件をなるべくつけないで、しっかりとみんなに支給されるのが僕は筋じゃないかなというふうに思うんですけども、どうでしょうか。

○北村幸彦商工労働課長 答弁が繰り返しになりますけれども、エネルギー価格、物価価格高騰の影響につきましては、業種を問わず多くの事業者がかなり影響を受けて大変な思いをされていると思っております。こういう支援金につきましてもですね、な

るべく事業者の皆様へ負担をかけないような形で申請をしていただく、手続も簡素化できるように努めてきたつもりでございますが、今後につきましても、その辺の皆様へ負担が少しでもかからないような手法ですね、考えていきたいと思っております。

○栗田政男委員 その上で、私はやっぱり条件はなるべくないほうがいいと思いますし、もしつけるにしても絞るという意味ではね、必要なことなのかもしれないんですが、絞られたときに実態に合っているのか合っていないのかってやっぱりこれはわからないですよ、なかなか。それを平賀委員も言っているのです、もっとやっぱりしっかり実態に合った形で本当に弱っている方にしっかりと支給されるのであれば、今の話にはならないと思うのですが、一律にどうしてもわからない中で、こういうふうに事業を組んでしまうと正当に、きっちりとっているかっていうのはちょっと疑問だなっていうのが、その実態としてわかると思いますね。よく勉強したほうがいいんじゃないかな、勉強不足だと思います。

○小田部照委員長 質疑の途中ですが、ここで昼食のため暫時休憩いたします。

再開は1時といたします。

午後0時2分休憩

午後1時00分再開

○小田部照委員長 再開いたします。

質疑に対する答弁に訂正を求められておりますので、それを許可いたします。

○北村幸彦商工労働課長 先ほど、答弁の中で私が令和元年の経済センサスの数字を申し上げました。約1万9,000事業所というお話をしましたが、正確には約1,900の誤りでございました。

申し訳ございませんでした。

○小田部照委員長 それでは質疑を続けます。

○平賀貴幸委員 1,900、1万9000とは違うんですよね、1,900ということですから。その6割はエネルギーの上昇の影響を受けているというふうに仮定をしているということなのですかね、ちょっとその辺の数字をもう一度確認させてください。改めて。

○北村幸彦商工労働課長 仮定といたしましては、昨年10月現在で行っております労働実態調査のあくまでも数字になります。こちらにつきましては、原油と原材料の影響を受けている事業者で影響を受けているのが、約6割ということになりますので、この割合といたしますと、1,900事業者のうち、約1,140社程度が影響を受けているのではないかと

ような推計となります。

○平賀貴幸委員 数字が少し、現実に近い数字に近づいてきたのかなと思うんですけども、そのうちのどれくらいの事業者が実際に経営に影響を及ぼしているというふうに市では把握されているのですかね。

○北村幸彦商工労働課長 はい、昨年の労働実態調査においての内容でございます。原油原材料の影響を受けたのが先ほど申し上げましたは約59.7%で6割の事業者が影響を受けているというところでございます。事業経費といたしまして、昨年と比較しますと上昇しているのが66.5%で、横ばいというのが22.7%という結果です。あと、売上げにつきましては、昨年と比較しまして上昇しているという、事業者が15%、横ばいが49.4%、下降が27.5%、営業利益につきましては上昇しているというのが9%、横ばいが41.6%、下降が40.8%というような結果になっております。ただし、昨年10月1日現在の数字でございますので、ちょっと現状とは数字が多少変わってきているのかなというふうに考えております。

○平賀貴幸委員 ちょっと数字を精査して比較してみないと私も何とも言えないんですけども、今回の事業で対象としている業者数は、320事業者を念頭に置いた事業ですか。

○北村幸彦商工労働課長 この事業は今回追加させていただきますけれども、前回行っております。原材料コストの影響を受けた事業者では、333社が対象となっております。それに、今回2,000万を加えて、エネルギー価格の高騰は多く受けていらっしゃるということと予算が足りなければ、後ほどまた補正を繰り越して出来ないということもございしますので、450社程度を見込んだ数字としております。

○平賀貴幸委員 そうすると約120社をプラスした予算だというふうに考えていいんですかね。そういうことですか。なるほど、そういうことなのですね。そうすると、前回333社が対象になったところも、今回のものと重複して対象になる場合もあるというふうに考えていいんですか。

○北村幸彦商工労働課長 今回は北海道の事業におきまして、エネルギー価格高騰という部分が拡充という形で追加されております。

前回、原材料価格の高騰、コスト高騰の対象になっている事業者につきましては、北海道におきまして売上要件は同じ条件でございますのでそこは省略

して、エネルギー価格高騰分を証明できれば、追加で対象となるという形になります。

○平賀貴幸委員 そうすると、重複して受けられるところもあるというところで、ますますその支援が受けられるところと受けられないところの差が開いてしまう状況になるんですよね。

スピード感を重視すると、こういう北海道の事業に上乗せする形が正しくなるのかなと思うんですけども、今回はそのスピード感を重視するからこうしたんですかね。

それともほかに理由があるんですかね。

○北村幸彦商工労働課長 先ほど、午前中にも答弁を申し上げましたが、一応、一定の要件は必要だと考えておりまして、これまで当市も事業者支援の中で、売上げの20%という基準を一定程度設けて行っております。

今回も前回もそうなのですけども、北海道もその20%というのが、市の考えとも合致したことでありますからそこに上乗せしたという形になります。

今回まだエネルギー価格高騰ということで、北海道のほうでもまた、拡充して追加ということになりましたのでそれも併せて、上乗せというような考えにしたところでございます。

○平賀貴幸委員 そうすると必ずしもスピード感を重視していたものではないんですね。そういうことですよね。

○北村幸彦商工労働課長 スピード感はもちろんございますが、事業者の申請の負担とかの軽減も考えております。

○平賀貴幸委員 確かにそれはあるんですね。ただ10月の時点の調査で、1,140社が経営に影響を受けているっていう数字が少なくてもあって、さらに、先ほどの答弁だと、クロスしていけばもう少し対象も絞れるのかなという気がするんですよね、影響を受けているところ。そうすると、今回333社に120社を足し450社、約半分ぐらいまだ半分よりちょっと多いぐらいの影響を受けている事業者が支援を受けられない状態になってくるけれども、これで果たしていいのかっていうところで問うているのですよね。今まで調査を行った上でこういった事業が出てくるのが私は本来望ましいと思っているのですけれども、その変更はどのようにして、変更なり改良なり、今後の支援はしていく考え方をもちなのですかね。

○北村幸彦商工労働課長 物価高騰、エネルギー価

格高騰につきましては影響を受けている事業者が大半だと思っております。ただ、その影響の度合いというのがですね、業種とか経営規模によっては、様々だと思っております。そこをですね、全部の把握というのは正直言って不可能かと思っておりますので、一定の要件というのは先ほどから申し上げたとおり、要件はつけなきゃいけないと考えております。今回、20%の売上要件としてきたこともですね、この条件というのは、売上要件は年間の売上ではなくて任意の月、対象の期間の任意の月で一番影響の値のある月を選択していただく中で、要件の対象となる可能性はですね、かなり幅広く増えてくるのかなと思っております。一番影響の受けた月というのは事業者によって異なると思いますけれども、そこを見極めながらの申請をしていただければと考えております。

○平賀貴幸委員 それはそのとおりで、実際に対象にまだなっていないんだけど、3月まで様子を見れば、対象になるかもしれないからギリギリまで待っているっていう業者さんも結構いらっしゃるんですね。そこはおっしゃるとおりなんですけれども、ただ、それでもなお、対象にならないところがやっぱり一定数出てくるんですよ。私が申し上げているのは、こういった基準をずっとこれからも持っていてやっていて本当にいいのですかっていう話なんです。北海道がつくった基準ですね、この基準、基本的に。市の20%に合致したとはいえですね。それが本当に必要ところに必要な支援ができる状態になっているのかっていうのは、何らかの調査をきちっとした上で現状ある程度把握した上で物差しをつくっていかないといけないんじゃないかなと本来思うんですけれども、その辺を今後、取り組んでいくっていう考え方を持っていないのですかってことを確認したいんですよ、どうなのでしょう。

○北村幸彦商工労働課長 事業者の把握につきましては、今の物価高騰の上昇のですね、長引く中で日々、変わるかと思えます。先ほど、午前中もちょっと申し上げたのですが、これまで様々な事業者に対して支援してきておりまして、どういう事業者の方が支援を受けているというデータもございますので、そこはですね、ちょっといつやるかは申し上げられませんが、なるべく早い段階でアンケートを、ウェブアンケートみたいなものを検討しながら事業者の把握、状況についてですね、いろいろ聞き取りをしていきたいと考えております。

○平賀貴幸委員 本当にそのとおりだと思うんです。先ほども、最初の頃に申し上げましたけれども、結果的に物価が高騰していくと同じものを取り扱っていても売上げが上がってしまうというところがかなりの割合であるはずなのですね。でも、経費も併せて上がってきて、実際に販売価格以上に上がっているっていうのが実態だと思うので、利益が減っていきなり赤字幅が拡大するなりして大変な思いをされているという業者もあるわけです。そういった状況も、ある程度把握をした上で支援の仕組みというのはつくっていただきたいというふうに、思っているんですね。そういったところも含めて、いろいろな角度から調査されるということをウェブアンケートの形式で私は、事業者さんたちも大分慣れてきていると思うので、ある程度はいいのかなと思ったりはするのですけれども、場合によっては質問書も両方併用だと思いますが、やりながらそういった角度でもやっていくという考え方をお持ちだという理解でいいですか。

○北村幸彦商工労働課長 事業者の把握の手法、種々あるかと思いますが、スピード感を持った対応ということになるとウェブアンケートに協力していただけるのが一番、データは早く取れるのかなというふうに考えております。ちょっとこれまで経験がございませんので、まずはやってみて、どのような回収結果、回答を頂けるかっていうのを見極めながらですね、今後の手法につきましても検討していきたいと考えております。

○平賀貴幸委員 理解させていただきます。今回のその要件で対象にならない事業者さんたちがどんな状態なのかをやっぱり把握していかなきゃいけないと思いますし、であるならば、そこに対する支援の物差しをどうやって持つのかってことは、やっぱり持つてもらわなきゃ困るのだと思うんですよね。実際に、やっぱりうちはまた対象にならなかった、いつも対象ならないということを思いながら何とか食いしばって頑張っていらっしゃる事業者さんが、少なからずあるのです、やっぱり。地域を歩いて行くところですよ。そこにも、何らかの光をせめて網走市、基礎自治体の網走市が調査した上でこういう物差しをつくっていたのでこういう形で、今までよりも少し幅が広がりましたということがあればですね、もうちょっと地域の頑張っている事業者さんたちも納得感が高まるのでしょし、先ほど栗田さんが言った公平感の部分にも、もう少し状況の変化

が出てくると思うので、ぜひですね、調査をしながら、そこはやっていっていただきたいと思うので、状況をそこはしっかり見ていきたいというふうに思いますし、何度でもやはり、繰り返して状況を変えるように我々も言わなければいけない点だというふうにやっぱり感じるところです。今回の内容については、今さら制度を大きくがらがらっと変えるわけにはいかないということも、質疑の中で理解しましたので、やむを得ないってことで受け止めさせていただきますけれども、今後、何とか補填してほしいのです。そこだけぜひわかっていただきたいと思います。多分、わかっていらっしゃるのけれども、なかなかうまく進められないということも、働いている皆さん、多分同じような事を感じていらっしゃると思うのですよね。だからこそ、ちょっと時間をかけてでも状況の把握、ぜひ進めていただきたいと思います。

よろしくお願いします。

以上です。

○小田部照委員長 ほかの委員いかがですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

それでは次に、議案第13号中、天都山展望台・オホーツク流氷館管理運営事業について説明を求めます。

○高橋勉観光課長 議案資料26ページを御覧ください。

令和4年度一般会計観光施設費、天都山展望台・オホーツク流氷館管理運営事業の補正予算について御説明いたします。

1の補正の理由及び内容についてですが、天都山展望台・オホーツク流氷館の印刷経費の確定及び使用料収入が当初の想定を下回る見込みであることから、所要の経費を減額及び財源補正するものです。

補正の内容ですが、入場券等の印刷経費112万9,000円を減額するものです。

次に、2の補正額の歳出予算は記載のとおりで、補正前の額9,330万円から112万9,000円を減額補正し、補正後の額は9,217万1,000円となります。財源内訳は使用料1,882万7,000円を減額、基金繰入金1,769万8,000円を財源補正するものでございます。歳入予算につきましても記載のとおりでございますが、入館料で1,656万8,000円、テナント使用料で225万9,000円をそれぞれ減額、観光事業基金繰入金1,769万8,000円を増額するものでございます。

説明は以上です。

○小田部照委員長 それでは質疑に入ります。

質疑ございませんか。

○永本浩子委員 オホーツク流氷館についてですけども、印刷経費の確定に関しては仕方がない部分があるかと思いますが、この使用料収入が当初の想定を下回る見込みということで、想定を下回るようになったその理由というのはどのように捉えていらっしゃるのでしょうか。

○高橋勉観光課長 オホーツク流氷館の入館者数、当初予算では、12万1,000人程度を見込んでおりました。主なこの数値を下回った理由といたしましては、やはりコロナ禍の影響による入館者への影響だと考えております。

○永本浩子委員 見込みを立てたときもまだコロナの状態だったのではないかと思うんですけども、現実にはどれぐらい人数的には下回ったのでしょうか。

○高橋勉観光課長 まだ、3月末で確定しますので現時点で確定をしていませんが、今の時点で令和4年度の入館者数を9万533人程度と見ております。

○永本浩子委員 そうしますと、約3万人程度下回ったということで、コロナが長引いたということが一番の理由だと考えていらっしゃるということなんでしょうけれども、今後、流氷館もリニューアルしましたし、コロナにおいても大分規制も緩和されてかなりの、今回の流氷まつりでも、観光客の方、インバウンドの方も回復してきているようなんですけども、今後、こういったところに対してはどのようなところに力を入れてやっていこうとお考えでしょうか。

○高橋勉観光課長 やはり、まだまだ中華圏、特に中国本土のインバウンドの方の戻りが日本には来ず、他の外国のほうに流れているのではないかなというような分析もありますけれども、流氷館は、御存じのとおり1月20日にリニューアルオープンしまして、その後、順調な回復をしているかなというふうに感じておりますけれども、今後におきましてはやはり流氷館もそうですが、網走観光全体ですね。流氷館のリニューアルを起爆剤としてですね、全体、網走の観光施設、宿泊施設等にお客様が来ていただくように、今全市的に取り進めておりますDX、観光でいけば、デジタルプロモーションなどを活用しながらですね、コロナ前の観光客に戻って来ていただくようにですね、ちょっと取組を進めていっていかねばならないなと考えているところで

す。

○永本浩子委員 ぜひ、発信力を強めながら取り組んでいただきたいと思います。

○小田部照委員長 ほかの委員いかがですか。

○村椿敏章委員 流水館のリニューアル前とリニューアル後の入館者数ですか、その変化についてはどんな状況でしょうか。

○高橋勉観光課長 流水館のリニューアル前とリニューアル後の変化ということでよろしかったでしょうか。

○村椿敏章委員 はい。

○高橋勉観光課長 すみません、具体的な数字的なものは今ちょっと現在、持ち合わせてないのですけども、先ほども答弁したようにですね、1月20日からリニューアルしまして、その後中国本土のお客様の戻りはないんですがインバウンドの方もですね、順調に流水館に来ていただいています、数字的にはかなりいい数字も、8割、9割方戻ってきているかなと、コロナ前にですね、というふうに感じております。

ごく最近の情報なのでですけども、2月の後半は流水観光も伴いまして、コロナ禍前の平成31年度と比較してもですね、日ごとの集計ですけども、その日によってはコロナ禍前よりもですね、お客様が入館されているというような数値もございます。

○村椿敏章委員 はい、わかりました。

○小田部照委員長 ほかの委員いかがですか。

○平賀貴幸委員 私からは確認のみです。たしか昨年もうやって基金の繰入れをされたんですよね。その時もやり取りをしているんですけども、あくまでもその基金の繰入れというのは、こういった使用料が得られなかったので基金の繰入れをするというのは例外で、基本的にはこういうことをしないで運営していくという方針は変わらないということだと思いますよね。恐らく、新年度予算で審議になると思いますけれども、利用料金の改定もあるから、そういった考え方は変えないでいくという方針だと思うんですけども、そこ確認させていただきたいと思います。

○高橋勉観光課長 はい、委員おっしゃるとおりですね、方針に変わりはありません。

○平賀貴幸委員 はい、方針に変わりはないと確認されましたので、ここは状況的にやむを得なかったということで、こういったことが発生したのだということで理解させていただきたいと思います。

○小田部照委員長 ほかの委員いかがですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

それでは次に議案第13号中、ふるさと納税に係る業務委託契約、債務負担行為補正について説明を求めます。

○北村幸彦商工労働課長 議案資料6ページ、資料4号を御覧ください。

補正予算の概要の3. 債務負担行為の補正、一般会計の上から6段目、ふるさと納税に係る業務委託契約について御説明申し上げます。

ふるさと納税に係る業務委託につきましては、令和5年度当初より対応が必要であることから、債務負担行為を設定し、令和4年度中に契約事務を取り進めようとするものでございます。

なお、限度額は今後見込まれる寄附金が確定しませんので、契約による金額としております。

説明は以上です。

○小田部照委員長 それでは質疑に入ります。

質疑ございませんか。

○平賀貴幸委員 1点、気になることがありますので伺いたいと思います。

国がですね、返礼品の総額についてしっかりと3割以下でしたか、守りなさいということを言っているのだとそのとおりで、それ以外に経費の部分についても、一定の制限があるんですよね。この間そこをオーバーするというのが少なからず実際に出てきて国から注意喚起というのですかね、いろんな動きがあったんですよ。ここも、物価高騰の影響もあってなかなか難しくなってきたなと思ったりはしているんですけども、網走市ではそういったところに抵触せずに、触れずにやっているという理解でよろしいんですか。

○北村幸彦商工労働課長 ふるさと納税につきましては総務省からの通知がありまして、御承知のことと思いますが、返戻品は寄附額の3割以内、寄附の調達に係る経費としては5割以内に抑えなさいというような通知がございます。

網走市におきましては、毎年、調査が総務省からございまして、総務省のルールの範囲内で守ってですね、事業を遂行している状況でございます。

○平賀貴幸委員 わかりました。

○小田部照委員長 ほかの委員いかがですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

それでは次に、議案第13号中、閑散期対策商品造成事業委託契約、観光デジタルプロモーション事業

委託契約、観光デジタルマーケティング事業委託契約、債務負担行為の補正について説明を求めます。

○田端光雄観光商工部参事 議案資料の6ページを御覧願います。

令和4年度一般会計、債務負担行為の補正について御説明いたします。3の債務負担行為の補正、一般会計のうち7行目、閑散期対策商品造成事業委託料についてでございますが、こちらは、観光閑散期に誘客促進を行うため、オンライントラベルエージェンシーと広告契約や割引クーポンなどの設定を行うに当たり、令和4年度中から契約事務を取り進める必要がございますので、債務負担行為を設定しようとするものでございます。限度額は1,200万円です。

また、同じく8行目、観光デジタルプロモーション事業委託料についてでございますが、令和4年度から行っている観光動画を活用したSNS広告や、ウェブ広告、観光ウェブサイトを活用したプロモーションについて令和4年度中に契約事務を取り進めて、途切れることなく実施する必要があることから、債務負担行為を設定しようとするものであります。限度額は1,500万円でございます。

また同じく9行目、観光デジタルマーケティング事業委託料についてでございますが、令和4年度から行っている観光PR動画等を活用した広告配信や広告の閲覧状況等について、令和4年度中に契約事務を取り進め、アクセス経路や閲覧者その来訪状況の分析を途切れることなく実施する必要があることから、債務負担行為を設定しようとするものでございます。限度額は476万円でございます。

説明は以上でございます。

○小田部照委員長 それでは質疑に入ります。

質疑ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

それでは、お諮りいたします。

議案第13号令和4年度網走市一般会計補正予算中、所管分、農林水産部、観光商工部関係分は、全会一致により原案可決すべきものとして決定してよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

そのように決定させていただきます。

ここで、理事者入替えのため暫時休憩いたします。

午後1時29分休憩

午後1時30分再開

○小田部照委員長 それでは、再開いたします。

次に、議案第13号令和4年度網走市一般会計補正予算中、市営住宅維持修繕事業について説明を求めます。

○東出信幸建築課参事 議案資料27ページを御覧願います。

令和4年度一般会計住宅管理費補正予算、市営住宅維持修繕事業について御説明いたします。

1の補正の理由及び内容であります。本件は、公営住宅の家賃減免に係る国庫補助金の追加交付に伴い、市営住宅維持修繕事業の財源補正を行おうとするものであります。当初予算時点では、家賃減免事業が国の交付金事業の対象となるか未確定でしたので、当初予算の歳入財源には、住宅使用料を見込んでいたものであります。

2の補正額につきましては、補正前後の額に変更はありませんが財源内訳につきましては、市営住宅の使用料が677万8,000円の減となり、国庫補助金が677万8,000円となるものであります。また、歳入予算につきましては記載のとおりであります。

以上でございます。

○小田部照委員長 それでは質疑に入ります。

質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

次に、議案第13号中、道路法面改修事業、繰越明許費補正について説明を求めます。

○村上雅彦都市整備課長 議案資料の5ページ、資料の4号を御覧ください。

表中の2、繰越明許費の補正の表で上から7段目を御覧ください。

令和4年度一般会計補正予算の繰越明許費の設定について御説明をさせていただきます。本事業は令和4年度一般会計道路橋梁新設改良費のうち、道路法面改修事業で、緊急自然対策防止債を活用している事業となっております。事業費1億5,000万円のうち、8,400万円を繰越し設定するものでございます。

道路法面改修事業の向陽明治線の法面改修工事において地権者との協議に時間を要し、用地買収物件補償の契約が令和5年2月中旬となったことにより、年度内の工事完了が見込めないため、次年度に繰越しをし、本工事を実施しようとするものでございます。

説明は以上でございます。

○小田部照委員長 それでは質疑に入ります。

質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

お諮りいたします。

議案第13号令和4年度網走市一般会計補正予算中、所管分、建設港湾部関係分は、全会一致により原案可決すべきものとして決定してよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

そのように決定させていただきます。

○小田部照委員長 次に、議案第15号令和4年度網走市網走港整備特別会計補正予算について説明を求めます。

○梅津義則港湾課長 議案資料の6ページ、資料4号を御覧ください。

議案第15号令和4年度網走市網走港整備特別会計補正予算について御説明をいたします。

3の債務負担行為の補正の表のうち、会計欄3段目、網走港整備特別会計において、令和5年4月1日からの履行開始を予定しております3件の事項については、令和4年度中に契約事務等を執り進める必要があるため、債務負担行為の設定を行おうとするものであります。

債務負担行為の設定額は、上屋消防設備点検委託業務が15万円、港湾システム保守点検委託契約が22万円。船舶給水業務委託契約が10万円、合計47万円であります。

説明は以上でございます。

○小田部照委員長 それでは質疑に入ります。

質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

お諮りいたします。

議案第15号令和4年度網走市網走港整備特別会計補正予算は、全会一致により原案可決すべきものとして決定してよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

そのように決定させていただきます。

○小田部照委員長 次に、議案第17号令和4年度網走市水道事業会計補正予算について説明を求めます。

○佐々木修司営業経営課長 議案資料42ページ、資料5号を御覧いただきたいと思います。

議案第17号令和4年度網走市水道事業会計（債務負担行為）補正予算について御説明申し上げます。

1. 補正の理由につきましては、令和5年4月1日から履行開始が予定される支出項目について、令和4年度中に契約が必要となるため、債務負担行為の追加を行おうとするものでございます。

2. 内容につきましては、資料記載のとおり、水道賠償責任保険等加入契約ほか合計6件でそれぞれ記載の金額とするものでございます。

以上でございます。

○小田部照委員長 それでは質疑に入ります。

質疑ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

お諮りいたします。

議案第17号令和4年度網走市水道事業会計補正予算は、全会一致により原案可決すべきものとして決定してよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

そのように決定させていただきます。

○小田部照委員長 次に、議案第18号令和4年度網走市簡易水道事業会計補正予算について説明を求めます。

○佐々木修司営業経営課長 議案資料43ページ、資料6号を御覧いただきたいと思います。

議案第18号令和4年度網走市簡易水道事業会計、債務負担行為補正予算について御説明申し上げます。

1. 補正の理由につきましては、令和5年4月1日から履行開始が予定される支出項目について、令和4年度中に契約が必要となるため、債務負担行為の追加を行おうとするものでございます。

2. 内容につきましては資料に記載のとおり、水道賠償責任保険加入契約ほか合計3件で記載の金額とするものでございます。

以上でございます。

○小田部照委員長 それでは質疑に入ります。

質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

お諮りいたします。

議案第18号令和4年度網走市簡易水道事業会計補正予算は、全会一致により原案可決すべきものとして決定してよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

そのように決定させていただきます。

○小田部照委員長 次に、議案第19号令和4年度網

走市下水道事業会計補正予算について説明を求めます。

○佐々木修司営業経営課長 議案資料44ページ、資料7号を御覧いただきたいと思います。

議案第19号令和4年度網走市水道事業会計、債務負担行為補正予算について御説明申し上げます。

1. 補正の理由につきましては、令和5年4月1日から履行開始が予定される支出項目について、令和4年度中に契約が必要となるため、債務負担行為の追加を行おうとするものでございます。

2. 内容につきましては資料記載のとおり、下水道賠償責任保険加入契約ほか合計3件で、それぞれ記載の金額とするものでございます。

以上でございます。

○小田部照委員長 それでは質疑に入ります。

質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

お諮りいたします。

議案第19号令和4年度網走市下水道事業会計補正予算は、全会一致により原案可決すべきものと決定してよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

そのように決定させていただきます。

ここで、理事者入替えのため暫時休憩いたします。

午後1時39分休憩

午後1時41分再開

○小田部照委員長 再開いたします。

次に、請願、陳情、要請について審査いたします。

意見の一致を見ずに今後も継続の運びとなった場合について、委員の任期満了とともに、審議未了、廃案という形になります。

先例の申し合わせにより、補完措置を取らせていただくこととなりますので、御了承願います。

先に、新規の陳情3件と要請2件の審査を行い、理事者退出後、継続審査となった請願、陳情について審査いたします。

それでは、陳情第37号日本全体で解決すべき問題として、普天間基地周辺の子供たちを取り巻く空・水・土の安全の保障を求める陳情について審査を行います。

各委員の御見解をお示してください。

○村椿敏章委員 この陳情については、採択すべきと考えております。2番目でいうPFASですか、

今の化学物質の問題が多く大きく取り沙汰されていますが、子供たちを守るためにもですね、網走の土壌が汚染されたのと同じような状況とは言えないですが、土壌の入替えを行い環境も守っていくということは、必要だと思いますので、これはぜひ採択すべきと考えます。

○小田部照委員長 ほかの委員いかがでしょうか。

○古田純也委員 大変、子供たちを守るという意味では、しっかり対応していかなくちゃいけない部分もあると思いますが、その地域に応じてやっぱり実情の調査をしなくちゃいけないという部分もありますので、もう一度この辺は継続したいと思います。

○小田部照委員長 ほかの委員いかがですか。

○永本浩子委員 この宜野湾市の子供たちを取り巻く空・水・土の安全ということなんですけれども、市としてこの宜野湾ちゅら水会の調査結果データについては、子供の1日当たりの飛散した土などの最大経口摂取量の値が0.34ナノグラムで、1日当たりの耐容摂取量の300ナノグラムを下回り健康への影響は少ないという答えが出ていたり、また、水に関しては、暫定目標値である50ナノグラム／リットルを現在のところ8ナノグラム、もしくは2ナノグラム、4ナノグラムということで場所によって、違いがありますけれども、50ナノグラムを大きく下回っているということで、宜野湾市の水道の安全は確保されているという実際のデータが出ているようですので、ちょっとこれは事実とは違うのかなという思いもありまして不採択としたいと思います。

○小田部照委員長 ほかの委員いかがでしょうか。

ほかの委員よろしいですか。

現状、意見の一致を見ておりませんが。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

それでは、お諮りいたします。

陳情第37号日本全体で解決すべき問題として、普天間基地周辺の子供たちを取り巻く空・水・土の安全の保障を求める陳情については、意見の一致を見なかったため継続すべきものとして決定してよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

そのように決定させていただきます。

○小田部照委員長 次に、陳情第38号J R北海道の国有化に関する意見書を国に提出することについての陳情について審査を行います。

委員の皆様の御見解を伺います。

○古田純也委員 高速道路、世の中の道路整備がしっかり進んでいる中ですね、鉄道の国有化はちょっと現実的ではないのかなと思いますので、継続で。

○小田部照委員長 他の委員。

○村椿敏章委員 私たちはこのJRのことについては、もともと国有の国鉄だったわけですが、それが30何年前ですか、分割民営化されてJR北海道でいえば、今、最短路線が道や市町村の負担なしでは維持できないという路線が多くなっている中で、どうやってこのJRを残していくかということが一番、かなり危惧されているところであります。網走においても、この石北線もそうですし、また釧網本線もそうですが、私が考えるのは、農産物をやっぱり大量輸送するということに使うのが一番目的としては合っているのかなと。温暖化防止のためにも、これは進めていくべきだと思いますし、ちょっと国有化というところではなかなか難しい部分もあると思いますが、国がですね、やはり線路を持って、そして線路のもし災害があった場合は、それは国が復旧していくと。運営については、今までどおりJR北海道という形を取るのもいいのかなと思うのですけれども、そういった私たちが考えているJRを残していく方法としてはそういう方法がいいと思っているので、この請願については採択すべきと考えます。

○小田部照委員長 ほかの委員いかがでしょうか。

○永本浩子委員 JRの問題ですけれども、網走も様々な角度から検討も加えてきているわけですが、JR北海道が抱えている問題というのは、かなり深刻な問題がありますし、老朽化した施設等を改修するにも相当な額がかかるということで、自治体だけの負担ではとてもできないのはもちろんなんですけれども、これを国有化したとしても、結局使うお金というのは、国民の税金をそこに充てるということになるわけで、ただ単に国有化するというだけで解決するような問題ではないと考えますので、これに関しては不採択でいきたいと思います。

○小田部照委員長 ほかの委員いかがでしょうか。

よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

それでは、お諮りいたします。

陳情第38号JR北海道の国有化に関する意見書を国に提出することについての陳情については、意見の一致を見なかったため継続すべきものとして決定

してよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

そのように決定させていただきます。

○小田部照委員長 次に、陳情第39号庁舎内における職員への政党機関紙の勧誘・配達・集金を自粛するよう求める陳情について審査を行います。

委員の皆さんの御見解をお示しいただきたいと思います。

○村椿敏章委員 この陳情ですが、赤旗という部分を書いてありますし、私たちのことを言っているんだろうなと。ただですね、パワハラとかそういうのは無いわけで、この指摘は当たらないと思います。そして一つ、市の職員にですね、私たちの新聞も勧めておりますが、これは憲法に保障された政治活動であること、そして市の職員の皆さんからしてみたら、個人の思想や信条、内心の自由があるわけで購読するしないは、市の職員の方々の考えの下、取っていただいていると考えております。私たちにしてみると、この赤旗を市の職員の方々に知ってもらい見てもらい、市の仕事に生かしていただけたらなという思いでやっております。ということで、この陳情については、不採択をしたいと思います。

○小田部照委員長 ほかの委員いかがですか。

○栗田政男委員 見て、こんなことが行われていたのかなとびっくりしているのですが、市役所ですかね、公務員ですかね、政治活動は禁止ですよ。ですから、あまりよろしくないんじゃないかなというふうに思うので、パワハラに当たらないと言いなながらも、いろんな圧力はもしかしたらかかっているのかなと思わざるを得ないところもあるので、なるべくこういうところはピュアに、無いようにしたほうがいいんじゃないかと私は思うんですね。ですからこれ、言っていることはもっともですし、違う場所で個人的に郵送してもらうなり、役所の中でそういうものを配るっていうのは、僕はちょっといかなものかなっていう気がしてなりません。いろんな考え方それぞれあると思いますし、市民のための市役所ですから、いろんな考え方の人たちが集まるところではあるけれども、ややもすると一般の市民がもしそれを見たときに、誤解されることもあるんじゃないかと。一般的に圧力をかけられているとかここに書かれていることも、もしかしたら感じる人もいるのかもしれないので、そういう怪しいものはやめましょう。だから、僕は採択でいいと思いま

す。

○小田部照委員長 ほかの委員いかがでしょうか。

○永本浩子委員 この件なのですけれども、今、村椿委員もおっしゃったように庁舎内で赤旗を取っていただくということは確かにあったということなのですけれども、本当に個人的に読みたいということで取る方はぜひ個人宅で取っていただいて、滋賀県の近江八幡市でもこういったことが検討されていたようなのですけれども、執務時間中に職員が庁舎内で政党機関紙側の集金などに応じる行為は、地方公務員法の職務専念義務違反に当たるおそれがあるという判断で、庁舎内での個人的な物品の購入は控えるように、全職員に通達を出したということも載っております。また神奈川県の方でも、同様の藤沢市議会、茅ヶ崎市議会でも庁舎内での購読、勧誘、配達、集金を行わないよう求める陳情が採択されたということで、取る取らないは個人の自由なので、そこを全く規制するものではありませんけれども、庁舎内で職務時間中に集金をするなど、そういった行為は、やはり自粛していただいたほうがいいのではないかと思いますので、採択したいと思います。

○小田部照委員長 ほかの委員いかがですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

それでは、お諮りいたします。

陳情第39号庁舎内における職員への政党機関紙の勧誘・配達・集金を自粛するよう求める陳情については、意見の一致を見なかったため継続すべきものとして決定してよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

そのように決定させていただきます。

○小田部照委員長 次に、会計年度任用職員の不安定雇用問題に対する意見書提出要請について審査を行います。

委員の皆さんの御見解をお示してください。

○古田純也委員 一般採用の試験を受けて、職員採用されている方と会計年度任用職員の間では、やっぱり同一賃金にするというのはすぐにはちょっと難しい部分はあると思いますので、この辺は少し時間をかけてっていう部分で、継続で。

○小田部照委員長 ほかの委員いかがですか。

○平賀貴幸委員 会計年度任用職員で網走市の市政の様々な事務をですね。かなりのウエートを担っていただいているというのが、今、図らずも実態になっているのだと思います。その方々が安定的、継続

的に働けるような環境をつくっていくっていうのは、一義的に大事なことだと思うんですね。いろいろと課題を整理しなきゃいけないと思うんですけれども、同一労働、同一賃金というのはやはり民間でも、もういろんな形で進んで、まだまだ十分じゃないですけれども進みつつありますし、できるだけそれに近づけていくことは必要だとやっぱり思いますので、これは採択でいいのかなというふうに思います。

○小田部照委員長 ほかの委員いかがでしょうか。

○村椿敏章委員 私も会計年度任用職員の待遇の、処遇の改善については、一般質問でもしてきておりますし、私たちが考えているところと、この要望については合致しています。先ほど古田委員が言っていたような常勤職員と一緒にというのは難しいかもしれませんが、1番目の継続を希望する会計年度任用職員をですね、本当に今の3年に一遍で切ってしまうっていうようなことはせずに働き続けられる、そういう環境をつくっていく必要があると思いますので、この陳情については、採択で。

○小田部照委員長 ほかの委員はいかがでしょう。

○永本浩子委員 今回の、この会計年度任用職員の処遇ということなのですけれども、現実、この不安定な状況等がどのような実態があるのかということが、まずは、正確に把握する必要があるかと思っております。今回もちょっとある方から、市内の方ですけれども、会計年度任用職員をされている方で、給料が下がるというふうに言われてとても不安に思っているということで、私も職員課のほうにきちんと確認に行きましたところ、下がることは全くないというお答えでした。ということで、いろんな噂が出たりとか、そういったことで不安になっている方は、確かにいるのだらうなと思うのですけれども、現実がどこまで不安定なのか、処遇的にどれだけの格差があるのか、もう少し私自身も、きちんと調査をしながら見極めていきたいと思っておりますので、ちょっと継続ということでお願いしたいと思います。

○小田部照委員長 ほかの委員いかがですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

それでは、お諮りいたします。

会計年度任用職員の不安定雇用問題に対する意見書提出要請については、意見の一致を見なかったため継続すべきものとして決定してよろしいでしょう

か。

〔「異議なし」呼ぶ者あり〕

そのように決定させていただきます。

○小田部照委員長 次に、日本国憲法の尊重・擁護に関する意見書提出要請について審査を行います。

委員の皆さんの御見解をお示しいただきたいと思います。

○村椿敏章委員 私たちの会派としては、この日本国憲法の尊重・擁護に関する要請書は、当然、憲法を守ろうというところでありますし、岸田政権の下で憲法を無視の政治も行われております。戦争も行われる可能性も出てきています。やはり、日本国憲法を私たち議員もそうですし国会議員も、そして公務員の方々も守って行って、今の社会を維持していく必要があると思いますので、これは採択ということと。

○小田部照委員長 ほかの委員いかがですか。

○永本浩子委員 日本国憲法に関しては、尊重すべきと私も思っております。特に恒久平和とうたっている憲法3原則に関しては、これは日本としてもきちんと堅持し大事にしていかなきゃいけないと思っていますところですが、今回のこの要請書を読みますと、最初から改悪と決めつけて様々な角度で言われていることもちょっと賛同できない部分が多いので、この件に関しては不採択ということでお願いいたします。

○小田部照委員長 ほかの委員いかがでしょうか。よろしいですか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

それでは、お諮りいたします。

日本国憲法の尊重・擁護に関する意見書提出の要請については、意見の一致を見なかったため継続すべきものとして決定してよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

そのように決定させていただきます。

ここで理事者退席のため暫時休憩いたします。

午後2時3分休憩

午後2時12分再開

○小田部照委員長 再開いたします。

次に、継続審査となっていた請願、陳情について審査いたします。

それでは、請願第8号日米共同訓練の規模縮小とオスプレイ参加の中止を求める意見書提出についての請願について審査を行います。

皆さんいかがでしょうか。

○村椿敏章委員 これは、採択で考えています。

○小田部照委員長 他の委員いかがですか。

○永本浩子委員 日米共同訓練も既に終わっておりますので、不採択でお願いします。

○小田部照委員長 それでは、お諮りいたします。

請願第8号日米共同訓練の規模縮小とオスプレイ参加の中止を求める意見書提出についての請願については、意見の一致を見なかったため継続すべきものとして決定してよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

そのように決定させていただきます。

○小田部照委員長 次に、請願第40号あばしりまちづくり条例の制定を求める請願について審査を行います。

○村椿敏章委員 このまちづくり条例、制定していったほうがいいと思いますので、採択でお願いします。

○小田部照委員長 他の委員。

○山田庫司郎委員 この請願についてはですね、提出者の説明も聞く機会もありまして、内容的にもですね、ぜひ行政と議会、そして市民と一緒にまちづくりという視点ですから、それでここに書かれているように地方自治法第125条です。本来は議会でつくって議会で提案するとなれば、これは相当の時間を要することになるのですが、理事者の皆さんにはちょっと御迷惑になるのかもしれませんが、ぜひこの条例の制定に向けて市長宛てに議会としてこの請願を提出して、まちづくり条例の作成に向けていくと。議会は議会の中でもまた議論をする機会もつくっていくべきかなというふうに思うので、署名も添えられているということも重要視をしながら、ぜひ採択の方向でお願いしたいと思います。

○小田部照委員長 他の委員いかがですか。

○立崎聡一委員 今、採択の方向でいろいろと御説明ありました。本人説明もございましたし、いろんな意味で必要なことだなというふうに思いますが、まだもう少し、きちんと私たちも考えていかなければならない。本来であれば、議会側から出てくるのが本当だというふうに思います。継続でお願いしたいなというふうに思っております。

○小田部照委員長 他の委員いかがですか。

よろしいですか。

それでは、お諮りいたします。

請願第40号あばしりまちづくり条例の制定を求める請願については、意見の一致を見なかったため継続すべきものとして決定してよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

そのように決定させていただきます。

○小田部照委員長 次に、請願第42号網走市長選挙に関して網走市及び水谷市長の公式見解を求める請願について審査いたします。

いかがでしょうか。

○村椿敏章委員 この審査がされたときと同様ですが、市長選挙に関わって、これだけの問題が出てきたわけですから、しっかりと追求していく必要があると思いますので採択です。

○小田部照委員長 他の委員。

○永本浩子委員 この請願が出されたときも言いましたけれども、網走の方たちが仕事が終わった後に誰が誰を応援しようとして全く法的な問題はないと思っておりますし、ビラの配布方法に注意があったとしてもそれを公費負担するかしないかというのは全く別の問題だと思っておりますので、不採択でお願いいたします。

○小田部照委員長 他の委員いかがですか。

○山田庫司郎委員 るる、委員の見解は違うということとは私も理解をしています。ただ、この請願の内容を見ますとですね、倫理的、道徳的にもっていう意味も含めて、私はやっぱりこの市長選挙で大きな問題が惹起したかなというふうに私自身思っています。そういう意味で市長もですね、こういうやっぱり疑惑なり疑義をですね、しっかりちゃんと市民に向けて晴らしていくということも私は責務としてあるのだろうというふうに思いますから、ぜひ先ほど永本委員から、放送法という立場もまた逆に考えると、どうだったのかなということも議論になるのですが、確かに法には抵触していない部分が数多く私はあると思っていますが、道義的、倫理的な部分も含めて、ぜひ採択をして市長に、やっぱり市民に対して見解を求めたいというふうに思います。

○小田部照委員長 ほかの委員いかがでしょうか。

よろしいですか。

〔「なし」呼ぶ者あり〕

それではお諮りいたします。

請願第42号網走市長選挙に関して網走市及び水谷市長の公式見解を求める請願については、意見の一致を見なかったため継続すべきものとして決定して

よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

そのように決定させていただきます。

○小田部照委員長 次に、陳情第2号辺野古新基地建設の即時中止と、普天間基地の沖縄県外・国外移転について、国民的議論により、民主主義及び憲法に基づき公正に解決すべきとする意見書の採択を求める陳情について審査を行います。

いかがでしょうか。

○村椿敏章委員 この陳情については採択すべきと考えます。辺野古新基地は即時中止すべきだと考えています。

○小田部照委員長 ほかの委員いかがですか。

○永本浩子委員 大変難しい問題で、国の安全保障にも関わる問題であります。沖縄県外、国外移転ということも現実的に、例えば網走に持ってきてもいいということまでの腹積もりもないのに安易に扱うというのは、かえって沖縄の方にも不誠実になるのではないかなと思いますので、この件に関しては不採択でお願いいたします。

○小田部照委員長 ほかの委員いかがですか。

よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

それでは、お諮りいたします。

陳情第2号辺野古新基地建設の即時中止と、普天間基地の沖縄県外・国外移転について、国民的議論により、民主主義及び憲法に基づき公正に解決すべきとする意見書の採択を求める陳情については、意見の一致を見なかったため継続すべきものとして決定してよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

そのように決定させていただきます。

○小田部照委員長 次に、陳情第3号辺野古新基地建設の即時中止と、普天間基地の沖縄県外・国外移転について国民的議論により、民主主義及び憲法に基づき公正に解決すべきとする意見書の採択を求める陳情について審査いたします。

○小田部照委員長 委員の皆さんいかがでしょうか。

○永本浩子委員 この陳情に関しては、提出者が違うだけで先ほどの陳情第2号と全く同じ内容ですので、同じ理由で不採択でお願いいたします。

○小田部照委員長 他の委員。

○村椿敏章委員 先ほどと同じ理由で採択で。

○小田部照委員長 それでは、お諮りいたします。

陳情第3号辺野古新基地建設の即時中止と、普天間基地の沖縄県外・国外移転について、国民的議論により、民主主義及び憲法に基づき公正に解決すべきとする意見書の採択を求める陳情については、意見の一致を見なかったため継続すべきものとして決定してよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

そのように決定させていただきます。

○小田部照委員長 次に、陳情第4号米軍普天間飛行場の辺野古移設を促進する意見書に関する陳情について審査いたします。

いかがでしょうか。

○村椿敏章委員 この内容からいったら、その普天間基地の危険性っていうのはあるのですが、それを回避するために辺野古キャンプ・シュワブに移転統合するという文が書いてあるので、これについては私たちは認められません。なので、不採択でお願いします。

○小田部照委員長 ほかの委員。

○永本浩子委員 この普天間基地については、世界一危険な状況とも言われておりまして、宜野湾市の方々が今まで74年間、危険な中で過ごしてこれたということで、この苦労を1日も早く解消するということは大変大事なことだと思っております。これが即、辺野古に移設ということがそれで解決するのかということになるとなかなか難しい問題も含んでおりますので、継続ということをお願いいたします。

○小田部照委員長 ほかの委員いかがですか。

よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

それでは、お諮りいたします。

陳情第4号米軍普天間飛行場の辺野古移設を促進する意見書に関する陳情については、意見の一致を見なかったため継続すべきものとして決定してよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

そのように決定させていただきます。

○小田部照委員長 次に、陳情第5号国連各委員会の「沖縄県民を先住民族と認めて保護すべき」との勧告の撤回を求める意見書の採択を求める陳情につ

いて審査いたします。

いかがでしょうか。

○村椿敏章委員 この陳情については不採択で。

○小田部照委員長 他の委員いかがですか。

○永本浩子委員 この問題、非常に難しい部分があるかと思っております。日本の中で先住民族として認められているのはアイヌ民族、現時点ではだけなんですけれども、国連のほうからこういった勧告が来ているということで、それも一つ受け止めなければいけないと思いますけれども、沖縄県民、一般の沖縄県民は自分たちを日本人と思っているという方が多いのではないかと私は思っております。その辺のところの見極めが大変難しい問題ではあるかと思っておりますので、継続でお願いしたいと思っております。

○小田部照委員長 ほかの委員いかがでしょうか。

○栗田政男委員 沖縄担当市議の私が話さないわけにはいかないのです。琉球民族っていうのは、やはり文化も我々和人と違うのです。宗教も昔は違いました。今も違いますけれども、そういうふうにと考えると確かに先住民族的な要素は多々あるかと思えますし、DNAも調査していくと、あるという事実はわかっていますが、あえて今の時代にそういうふうなすみ分けをする必要があるのかということ考えると、僕は全然する必要がないですし、アイヌ民族が国連のほうで認められたというのはまた違った観点もありまして、やはり虐げられた歴史だとかいらないじめだとか、それは負の歴史があって今あるわけですから、ある面で保護をしながらしっかりと確立をしてほしいということがあるんですが、アイヌ民族の人々も我々と法的なものは全く同じです。アイヌ民族という根元、DNAがどこに出ているということは一切ありませんので、そういうことも考えると、もうやはり一つのこういう時代ですから、多様性。昔、単一民族国家と言ったかな、そういう言い方をされて批判を浴びた部分もありますけれども、人類はみんな友達ですから、あえてすみ分けする必要はないので、この件に関して言うとあえて、こういう考え方もあるのかもしれませんが、僕としては、これは、このように琉球民族を別の扱いをしたくないなっていうそのままの気持ちです。そういう意味では、継続というよりは僕はこれは不採択かな。

○小田部照委員長 ほかの委員いかがですか。

よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

それでは、お諮りいたします。

陳情第5号国連各委員会の「沖縄県民を先住民族と認めて保護すべき」との勧告の撤回を求める意見書の採択を求める陳情については、意見の一致を見なかったため継続すべきものとして決定してよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

そのように決定させていただきます。

○小田部照委員長 次に、陳情第15号日本国憲法の尊重・擁護に関する陳情について審査いたします。

委員の皆様いかがでしょうか。

○村椿敏章委員 この陳情については、憲法改革反対ということで憲法遵守をすることを求めています。当然のことであると考えますので、採択で。

○永本浩子委員 先ほども同じ内容の陳情がありましたけれども、同じ理由で、まず改悪と決めつけること自体に賛同できないので不採択でお願いします。

○小田部照委員長 ほかの委員いかがですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

それでは、お諮りいたします。

陳情第15号日本国憲法の尊重・擁護に関する陳情については、意見の一致を見なかったため継続すべきものとして決定してよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

そのように決定させていただきます。

○小田部照委員長 次に、陳情第20号安藤提言を早急に実行するよう国に意見書を提出するよう求める陳情について審査いたします。

いかがでしょうか。

○村椿敏章委員 これについては、安藤裕衆議院議員の提言ということで出てきているのですが、これについて衆議院議員が言っている内容を市議会で意見書を上げるということは、それは難しいのではないのかなと思いますので、不採択です。

○小田部照委員長 他の委員。

○永本浩子委員 私もこの陳情に関しましては、既にコロナに対する様々な手が打たれてきておりますので、今となってはもうちょっと賞味期限切れというか、意味のないことではないかなと思っておりますので、不採択でお願いします。

○小田部照委員長 他の委員いかがですか。

○栗田政男委員 全然、この人もわからないし、何

を言ってもさっぱりわからないので、勉強してないと思うので継続でお願いします。

○小田部照委員長 ほかの委員いかがですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

それではお諮りいたします。

陳情第20号安藤提言を早急に実行するよう国に意見書を提出するよう求める陳情については、意見の一致を見なかったため継続すべきものとして決定してよろしいですか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

そのように決定させていただきます。

○小田部照委員長 次に、陳情第21号林業・木材産業の成長産業化に向けた施策の充実・強化を求める意見書提出についての陳情について審査いたします。

いかがでしょうか。

○村椿敏章委員 この林業の部分については、そこで進行していくべきだと思いますが、3番目のところの成長産業化を実現するためという部分が私たちからすると、大規模開発につながるおそれがあるというふうに考えておりますので、ここについては不採択で。

○永本浩子委員 北海道にとりまして、林業、木材産業というのは重要な産業でありますので、その充実強化を求めることには賛成であります。採択したいと思います。

○小田部照委員長 ほかの委員いかがですか。

○山田庫司郎委員 採択というか継続の話もありましたけれども、これはですね、やっぱり北海道林活会議の中で出てきている一つの提案ですし、網走市議会も林活会議を持っています、ここに所属していると。ただ、所属しているから何でもあると私も言いませんが、今、村椿委員から出たように成長産業の文言があるから森林なり森の伐採が増えないかという、危惧がありますという言い方ですが、永本委員からあったように、やっぱり一つの北海道の林業は、木材関係は成長産業の一つだというふうに位置づけなければならないと思いますし、森林は当然守りつつも、切った木をどうしていくかという、計画的に切りながら、やっぱり成長産業を目指すということは非常に大事ですから、ぜひこれは遅いぐらいの、私は採択しても遅いぐらいだというふうに思っていますので、ぜひ今回のこの議会の中で網走市議会として採択すべきというふうに思います。

○小田部照委員長 ほかの委員いかがですか。
よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

それでは、お諮りいたします。

陳情第21号林業・木材産業の成長産業化に向けた施策の充実・強化を求める意見書提出についての陳情については、意見の一致を見なかったため継続すべきものとして決定してよろしいですか。

○山田庫司郎副委員長 委員間討論をさせて下さい。時間を要しますけれども、これは大事な課題です、総務経済委員会としては。

○小田部照委員長 委員間討論を認めます。

○山田庫司郎委員 すみません、村椿委員にちょっと確認も含めてなんですが、成長産業というこの文言を含めてですね、そういう危惧があるということのお話があったのですが、環境はやっぱり守るということも大前提の視点が根っこにあるというふうに私は思っていますから、その辺はどういうふうに認識していただけるかだというふうに思うのですが、村椿委員の見解も含めて改めて聞かせていただきたいと思うのですが。

○村椿敏章委員 林業、木材産業の成長産業化、今、山田委員が言っていた成長産業と位置づけたほうがいいんじゃないかというところですが、要は、大規模開発につながるという危惧が私にはあるということなんですね。成長産業化という部分で言えば、当然、今の北海道の林業の部分で言えば、非常に進んでいないという状況はありますね。昔から見たらぐっと落ち込んでいるような状況だと思えます。ただ先ほど言ったように、大規模開発につながる危惧を私は拭い切れないので、これについては不採択ということだったのです。

○山田庫司郎委員 ちょっと3番目の成長産業化の実現するための後段も読んでほしいのですが、「地域の実情を十分に踏まえ、森林整備から木材の加工・流通、利用までの一体的な取り組みや森林づくりを担う林業事業体」とこういう文言があります。だから、村椿さんが心配するのならこれ以上は何も言えませんが、ここで決してその森林を何のためにでも、何だかんだ切っても木材の成長産業につなげるという意味では、ここはうたっていないから、ぜひ理解いただければ網走市議会として今議会で採択をすべきかなと、重ねてまたお願いをしたいと思います。

○村椿敏章委員 そうですね、今の山田委員の言っ

ている意味も理解できますので、大規模開発につながるということも特に書いてはいないというところでは、採択ということでもいいです。

○小田部照委員長 ほかの委員いかがですか。
よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

それでは、お諮りいたします。

陳情第21号林業・木材産業の成長産業化に向けた施策の充実・強化を求める意見書提出についての陳情については、全会一致により採択すべきものとして決定してよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

そのように決定させていただきます。

○小田部照委員長 次に、陳情第23号『北海道網走支庁管内』の「オホーツク」総合振興局に名称訂正を求める陳情について審査いたします。

いかがですか。

○古田純也委員 当初の頃は、まだ違和感もありましたが、恐らくオホーツクという名で今かなり定着しているので、また名前を変えると混乱を招きそうな部分もあります。継続で。

○小田部照委員長 他の委員。

○栗田政男委員 この問題の大変なときにね、僕も何で網走だけ名前が変わるのか本当に不思議でした。裏があったみたいで、当時の市長さんがちょっと安直にやってしまったみたいな話をよく聞いたのですが、今の市長じゃないですよ。僕も残念でした。網走を残してほしい。僕はこれを採択したいと思います。

○小田部照委員長 他の委員いかがでしょうか。

○村椿敏章委員 古田委員がオホーツクという言葉が定着したってところもわからないわけではないのですが、このアイヌ語の由来のこととか、部分も含めて、提出者の思いを感じるわけです。その方の思いを考えたら、これは採択していくべきなのかなと思います。

○小田部照委員長 ほかの委員いかがですか。
よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

それではお諮りいたします。

陳情第23号『北海道網走支庁管内』の「オホーツク」総合振興局に名称訂正を求める陳情については意見の一致を見なかったため継続すべきものとして決定してよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕
そのように決定させていただきます。

○小田部照委員長 次に、陳情第25号辺野古新基地建設の中止と、普天間基地の沖縄県外・国外移転について国民的議論を行い、憲法に基づき公正かつ民主的に解決すべきとする意見書の採択を求める陳情について審査いたします。

いかがでしょうか。

○村椿敏章委員 これも先ほどから言っている辺野古基地は中止すべきと考えております。採択で。

○小田部照委員長 他の委員。

○永本浩子委員 先ほどと同じ理由で不採択をお願いします。

○小田部照委員長 他の委員よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

それではお諮りいたします。

陳情第25号辺野古新基地建設の中止と、普天間基地の沖縄県外・国外移転について国民的議論を行い、憲法に基づき公正かつ民主的に解決すべきとする意見書の採択を求める陳情については、意見の一致を見なかったため継続すべきと決定してよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

そのように決定させていただきます。

○小田部照委員長 次に、陳情第30号「人道的見地から沖縄戦戦没者の遺骨等を含む土砂を埋立てに使用しないよう国に求める意見書」採択を求める陳情について審査いたします。

いかがでしょうか。

○村椿敏章委員 これは令和3年にやっているものですが、やはり沖縄戦で亡くなった方々の遺骨がある土を埋立て土砂にするということは許されません。採択で。

○小田部照委員長 ほかの委員。

○永本浩子委員 この問題ですけれども、提出された当初にもお話をしましたが、提出者の具志堅氏ですけれども、無許可で他人の土地に入って無断でその土を掘り起こして奇跡的な早さでそれが遺骨を発見し、マスコミ報道がされたということでかなりの、一方的に報道された業者からは、風評被害の嘆願書まで出されておまして、その遺骨も本当に今、検査している最中ということで、かなりの部分、あやふやな部分があるのではないかと、もしくは

は、こういう無許可で立ち入り無断で掘り起こしたということを認めるようなことも、いいことではないのではないかと思います。また、舞台になっている地元の豊見城市でも議会では様々な議論がありましたが、最終的には、要請は否決されておりますので、私としても、これはちょっと採択はできないと思っております。不採択をお願いいたします。

○小田部照委員長 ほかの委員いかがですか
よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

それでは、お諮りいたします。

陳情第30号「人道的見地から沖縄戦戦没者の遺骨等を含む土砂を埋立てに使用しないよう国に求める意見書」の採択を求める陳情については、意見の一致を見なかったため継続すべきものとして決定してよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

そのように決定させていただきます。

○小田部照委員長 次に、陳情第31号適格請求書等保存方式の導入中止を求める意見書提出についての陳情について審査いたします。

いかがでしょうか。

○村椿敏章委員 今年ですね、今年10月からというインボイス制度ですけれども。これで事業者の方々が大変な目に遭う可能性が十分にありまして、実際、大変な目に遭うということは、はっきりしていますので中止を求めます。採択で。

○小田部照委員長 ほかの委員いかがですか。

○永本浩子委員 インボイス制度ですけれども、もう既に様々な事業者で研修等も行われ、実際に導入に向けて動きも始まっております。また、軽減税率が導入された時点で、今のままですとインボイス制度が導入されなければ仕入れと販売において不正を行うことが可能になるということで、国の仕組みとしてそういったところがわかっている制度を是正しないということはいいいことではないと思いますので、これに関しては不採択をお願いいたします。

○小田部照委員長 ほかの委員いかがでしょうか。
よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

それでは、お諮りいたします。

陳情第31号適格請求書等保存方式の導入中止を求める意見書提出についての陳情については、意見の

一致を見なかったため継続すべきと決定してよろしいですか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

そのように決定させていただきます。

○小田部照委員長 次に、陳情第32号女性トイレの維持及びその安心安全の確保についての陳情について審査いたします。

いかがでしょうか。

○永本浩子委員 この陳情については、本当に現実には様々な事件、被害も起きているということで、やはり女性トイレをきちんと設置していただくということは大事なことで、男女性共用型に小さいところは、してもいいようなところというのはやはり、きちんと建て分けていただいて、事件等が起きない体制をつくるのが大切だと思いますので、これに関しては採択をしたいと思っております。

○小田部照委員長 ほかの委員。

○村椿敏章委員 私たちとしては、この陳情については、女性トイレが人数が多いところであれば、利用、整備されて少ないところはないよということを言っているのだと思うのですが、これについては、すみません、不採択で。

○小田部照委員長 ほかの委員いかがでしょうか。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

それでは、お諮りいたします。

陳情第32号女性トイレの維持及びその安心安全の確保についての陳情については、意見の一致を見なかったため継続すべきものとして決定してよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

そのように決定させていただきます。

○小田部照委員長 次に、陳情第33号国民の祝日「海の日」の7月20日に固定化する意見書の提出を求める陳情について審査いたします。

いかがでしょうか。

○村椿敏章委員 陳情については7月20日を固定してという部分なんですけれども、今の3連休を使うようになって、非常に便利になったというか、国民の方々も喜んでいる。この20日に固定する必要は当然ないと思いますので、これは不採択で。

○小田部照委員長 ほかの委員いかがですか。

○永本浩子委員 この、海の日の制定ということなんですけれども、この海の日、日本というのは、四方を海に囲まれた海洋国家でありまして、この海の大切さとか、海の恵みに感謝する心を育てるということは、とても大切なことだと思っております。

一方、このハッピーマンデーということで、様々な祝日等を月曜日に持ってきて日月との、もしくは土日月の連休にしていこうという動きが、今、日本で行われているわけなんですけれども、月曜日が休日になること、確率が非常に高くなったということで、自分が薬剤師として仕事をしていたときも、やはり月曜日に受診をしたい人、また月曜日の先生に診てもらいたい方からも非常に難しいというか、そういうお声も頂いておりますし職業的にやはり月曜日だけが休みになる確率が多くなるというのも、ちょっと問題があるのではないかと思います。

また全国的には、7月21日から夏休みとしている学校が非常に多い状況で、7月20日が海の日ということで、休みになることで連休の効果の大きいと思いますので、私としてはこの海の日7月20日に固定化することには採択したいと思っております。

○小田部照委員長 ほかの委員いかがですか。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

それでは、お諮りいたします。

陳情第33号国民の祝日「海の日」の7月20日に固定化する意見書の提出を求める陳情については、意見の一致を見なかったため継続すべきものとして決定してよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

そのように決定させていただきます。

○小田部照委員長 次に、陳情第34号沖縄を「捨て石」にしない安全保障政策を求める意見書の提出を求める陳情について審査いたしますが、いかがでしょうか。

○村椿敏章委員 今ですね、ミサイル基地を造ろうとしたりしております、沖縄でですね。そこをミサイルでまた狙われる、沖縄を捨て石にされるという、そういう不安が非常に多い中でこの意見書は、陳情については採択すべきと考えます。

○小田部照委員長 ほかの委員。

○永本浩子委員 この沖縄の皆さんには大変御負担をおかけしていて、本当に申し訳ないという思いは、十二分にあるわけなんですけれども、この日本の安

全補償の問題と絡めて非常に重要な問題でもありますので、あまり軽々な意見を言うこと自体にちょっと抵抗も感じている次第ですので、これに関しては継続ということをお願いしたいと思います。

○小田部照委員長 ほかの委員いかがでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

それではお諮りいたします。

陳情第34号沖縄を「捨て石」にしない安全保障政策を求める意見書の提出を求める陳情については、意見の一致を見なかったため継続すべきものとして決定してよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

そのように決定させていただきます。

○小田部照委員長 次に、陳情第35号中国共産党による臓器収奪の即時停止ならびに人権状況の改善を求める意見書の提出に関する陳情について審査いたします。

いかがでしょうか。

○村椿敏章委員 この陳情については、前回もやりましたが、内容について、正確さに欠けるということで不採択としていました。ということで不採択で。

○小田部照委員長 ほかの委員いかがですか。

○永本浩子委員 私も今、村椿委員からお話ありましたけれども、この臓器収奪の状況と事実関係がどこまであるのかということが、まだまだちょっと不透明な部分がありますので、軽々に扱うこと自体に問題があるかと思っております、不採択でお願いしたいと思います。

○栗田政男委員 私は採択したいと思います。現実に行われている情報は多々あります。このような非道な人の道に反するようなことをやっている国自体が僕は大きな間違いだと思っているので採択をしてしっかりと伝えたいと思います。

○小田部照委員長 ほかの委員いかがですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

それではお諮りいたします。

陳情第35号中国共産党による臓器収奪の即時停止ならびに人権状況の改善を求める意見書の提出に関する陳情については、意見の一致を見なかったため継続すべきものとして決定してよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

そのように決定させていただきます。

それではここで、意見書を配付しますので、暫時休憩いたします。

午後2時53分休憩

午後2時55分再開

○小田部照委員長 再開いたします。

意見書案の内容を確認していただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

それでは、陳情第21号林業・木材産業の成長産業化に向けた施策の充実・強化を求める意見書提出についての陳情については、委員長名により委員会として意見書案を本会議に上程し、意見書の提出先は、地方自治法第99条の規定に基づき国会及び関係行政庁に提出することに決定してよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

そのように決定いたします。

それでは、これをもちまして総務経済委員会を終了いたします。

お疲れさまでした。

午後2時56分閉会